各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

「地域支援事業交付金交付要綱の一部改正」について 計108枚(本紙を除く)

> Vol.522 平成28年3月1日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(3986)

FAX: 03-3503-7894

厚生労働省発老 O 3 O 1 第 4 号 平 成 2 8 年 3 月 1 日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官 (公印省略)

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく交付金の交付については、平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知について、 ご配慮願いたい。

地域支援事業交付金交付要綱の新旧対照表

改正後(新)

改正前(旧)

地域支援事業交付金交付要綱

地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び趣旨)

2 この交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態<u>となることを予防し、社会に参加しつつ、</u>地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的と<u>し、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療</u>と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は次の(1)、(2)及び(3)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ \underline{r} からウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
- ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に基づき、平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。) 別記 1 の第 2 の 1 により市町村が行う事業 (以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)

(通則)

1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防<u>するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り</u>、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は次の(1) $\underline{\text{X}}$ に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ $\underline{(1)}$ のアからウまで $\underline{\text{X}}$ で、 $\underline{\text{X}}$ の、 $\underline{\text{X}}$ で、 $\underline{\text{X}}$ の、 $\underline{\text{X}}$ で、 $\underline{\text{X}}$ の、 $\underline{\text{X}}$ の、 $\underline{$

(新設)

- イ 法第 115 条の 45 第 2 項各号及び法第 115 条の 48 に基づき、実施要綱別記 4 及び 5 により市町村が行う事業(以下「包括的支援事業」といい、このうち法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までを「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)」とし、同項第 4 号から第6 号及び法第 115 条の 48 に掲げる事業を「包括的支援事業(社会保障充実分)」という。)
- ウ 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 6 により市町村が行う事業 (以下「任意事業」という。)
- (2) 旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
- ア 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) 附則第 14 条により、なおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法 (以下「旧法」という。) 第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号並びに第 2 項各号に基づき、実施要綱<u>別記 2</u>により市町村が行う事業 (以下「<u>旧</u>介護予防・日常生活支援総合事業」という。)
- イ 包括的支援事業
- ウ 任意事業
- (3) 旧介護予防事業を実施する市町村
- ア <u>旧</u>法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づき、実施要綱別記<u>3</u>により市町村が行う事業(以下 「旧介護予防事業」という。)
- イ 包括的支援事業
- ウ 任意事業

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。
- (1) 3の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。

改正前(旧)

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
 - ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号並びに第2項各号に基づき、平成18年 6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」 (以下「実施要綱」という。)別記1の第2の1により市町村が行う事業(以下「介護予防・ 日常生活支援総合事業」という。)
 - イ 法第115条の45第1項第3号から第5号までに基づき、実施要綱別記1の第2の2に より市町村が行う事業(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあっては、以 下「包括的支援事業」という。)
 - ウ <u>法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記1の第2の3により市町村が行う事業</u> (介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあっては、以下「任意事業」という。)
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村
 - ア 法第115条の45第1項第1号に基づき、実施要綱別記<u>2の第2の1</u>により市町村が行 う事業(以下「介護予防事業」という。)
 - イ 法第115条の45第1項第2号から第5号までに基づき、実施要綱別記2の第2の2に より市町村が行う事業(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあっては、 以下「包括的支援事業」という。)
 - ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記2の第2の3により市町村が行う事業 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあっては、以下「任意事業」とい う。)

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(新設)

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市 町村ごとに算定された額(以下「総合事業調整交付金」という。)を加えた額を交付額とする。 ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(2)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。

較して少ない方の額を選定する。

- ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防・日常生活支援総合事業と包括的 支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額(旧 介護予防・日常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することと なる費用の予想額。)に 0.03 を乗じて得た額とするが、介護保険法施行令及び地域におけ る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の 施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成 27 年 政令第 269 号)第2条の規定による旧政令第 37 条の 13 第 3 項各号に該当する市町村にあっ ては、次に定める額とすることができる。
- (ア) 給付見込額に 0.015 を乗じて得た額が 300 万円に満たない市町村(以下「小規模市町村」という。)が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合にあっては、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額に 300 万円を加えた額とする。
- (イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超える場合 (厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、(ア)の適用を受けるものを除く。) にあっては、給付見込額に 0.04 を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。
- イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 3の(3)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防事業と包括的支援事業(地域包括

改正前(旧)

(1) 3の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額(介護予防・日 常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することとなる費用の予 想額。4の(1)及び(3)において同じ。)に0.03を乗じて得た額とするが、政令第3 7条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。

- (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村(以下「小規模市町村」という。)が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額とする。
- (イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超える場合(厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、(ア)の適用を受けるものを除く。)にあっては、給付見込額に0.04を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。
- イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3の(2)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額(政令第37条

支援センターの運営)及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額(介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令第2条の規定による旧政令第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。)に0.03を乗じて得た額(給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額)とする。

- イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (4) 年度途中から3の(1)に掲げる市町村となる場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。

ただし、年度途中から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業と併せて旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業を実施することになるため、この場合の第2欄に定める基準額は、第1欄に定める区分が介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を使用し、第3欄に定める対象経費は、介護予防・日常生活支援総合事業、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額の合計額(以下「介護予防・日常生活支援総合事業等合計額」という。)とする。

- イ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない場合は、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ウ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超える場合は、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額から優先して調整することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない額とした上で、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

改正前(旧)

の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。4の(2)及び(4)において同じ。)に0.03を乗じて得た額(給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額)とする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (新設)

	改正後	(新)	改正後 (新)			改正前	(旧)	
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率		1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生	以下の①又は②に掲げる	介護予防・日常生活支援	20/100		(新設)_	(新設)_	(新設)	_(新設)_
活支援総合事業	額のうちいずれか高い額	総合事業に必要な報酬、給	20/100					
	① アに掲げる額からイに	料、職員手当等、共済費、						
	掲げる額を控除して得た	賃金、報償費、旅費、需用						
	<u>額</u>	費、役務費、委託料、使用						
	ア 介護予防・日常生活支	料及び賃借料(介護予防の						
	援総合事業(年度途中の	ための器具等をレンタル						
	実施も含む。)の事業開	又はリースする場合は、購						
	始の前年度の予防給付	入する場合の単価が 10 万						
	費額(介護予防訪問介護	円以下のものに限る。)、備						
	、介護予防通所介護、介	品購入費(介護予防のため						
	護予防支援に係るもの	の器具等を購入する場合						
	に限る。)並びに旧介護	は、単価10万円以下のも						
	予防・日常生活支援総合	のに限る。)、負担金、補助						
	事業費額及び旧介護予	金						
	<u>防事業費額の合計額に</u> 当該市町村の75歳以上	なお、給料、職員手当等 及び共済費については、介						
	高齢者の伸び(注)を乗	護予防・生活支援サービス						
	じて得た額	事業のうち、訪問型サービ						
	<u>して特に観</u> <u>イ</u> 当該年度の予防給付	スC及び通所型サービス						
	費額(介護予防訪問介護	Cに従事する保健師に係						
	、介護予防通所介護、介	る経費を除く。						
	護予防支援に係るもの	- may 4 mm 10						
	<u>に限る。)</u>							
	② アに掲げる額からイに							
	掲げる額を控除して得た							
	ア 介護予防・日常生活支							
	援総合事業 (年度途中の							

改正後(新	改正前	(旧)		
実施も含む。)の事業開				
始の前年度の予防給付				
費額並びに旧介護予防				
• 日常生活支援総合事業				
費額及び旧介護予防事				
<u>業費額の合計額に当該</u>				
市町村の75歳以上高齢				
者の伸び(注)を乗じて				
<u>得た額</u>				
<u>イ 当該年度の予防給付</u>				
<u>費額</u>				
(注) 10月1日時点の住民基				
本台帳における75歳以上高				
齢者数の当該年度を除く直				
近3か年の平均伸び率				
<u>ただし、平成27年度から平</u>				
成29年度までは、以下の③又				
は④に掲げる額のうちいず				
れか高い額を基準額とする				
<u>ことができる。</u>				
③ アに掲げる額からイに				
<u>掲げる額を控除して得た</u>				
<u>額</u>				
<u>ア</u> 介護予防・日常生活支				
援総合事業(年度途中の				
実施も含む。)の事業開				
<u>始の前年度の予防給付</u>				
費額(介護予防訪問介護				
、介護予防通所介護、介				

改正後	(新)	改]	E前(旧)
護予防支援に係るもの			
に限る。) 並びに旧介護			
予防·日常生活支援総合			
事業費額及び旧介護予			
防事業費額の合計額に			
1.1を乗じた額			
イ 当該年度の予防給付			
費額(介護予防訪問介護			
、介護予防通所介護、介			
護予防支援に係るもの			
<u>に限る。)</u>			
④ アに掲げる額からイに			
<u>掲げる額を控除して得た</u>			
<u>額</u>			
ア 介護予防・日常生活支			
援総合事業(年度途中の			
実施も含む。)の事業開			
始の前年度の予防給付			
費額並びに旧介護予防			
·日常生活支援総合事業			
<u>費額及び旧介護予防事</u>			
業費額の合計額に1.1を			
乗じて得た額			
<u>イ 当該年度の予防給付</u>			
<u>費額</u>			
なお、市町村における総合			
事業の円滑な実施に配慮し、			
対象経費の支出予定額が基			
準額を超える場合は、個別協			
議を実施し、厚生労働大臣が			

改正後 (新)			Τ		改正前	(旧)		
	特に必要と認める場合に限							
	り、その額に置き換えること							
	<u>ができる。</u>							
<u>旧</u> 介護予防・日常	給付見込額に 0.02 を乗じて	□介護予防・日常生活支	25/100	1	介護予防・日常	給付見込額に0.02を乗じて	介護予防・日常生活支援総合	25/100
生活支援総合事	得た額とする。	援総合事業又は <mark>旧</mark> 介護予			生活支援総合事	得た額とする。	事業又は介護予防事業に必要	
業	ただし、 <u>旧政令第37条の13</u>	防事業に必要な報酬、給			業	ただし、 <u>政令第37条の13第</u>	な報酬、給料、職員手当等、共	
	第3項各号に該当する市町	料、職員手当等、共済費、				<u>3 項各号</u> に該当する市町村に	済費、賃金、報償費、旅費、需	
	村にあっては、次に定める額	賃金、報償費、旅費、需用				あっては、次に定める額とする	用費、役務費、委託料、使用料	
	とすることができる。	費、役務費、委託料、使用				ことができる。	及び賃借料(介護予防のための	
	① 小規模市町村が、包括的	料及び賃借料(介護予防の				① 小規模市町村が、包括的支	器具等をレンタル又はリース	
	支援事業及び任意事業の	ための器具等をレンタル				援事業及び任意事業の基準	する場合は、購入する場合の単	
	基準額を300万円とした場	又はリースする場合は、購				額を300万円とした場合	価が10万円以下のものに限	
	合は、給付見込額に 0.015	入する場合の単価が10				は、給付見込額に0.015	る。)、備品購入費(介護予防の	
	を乗じて得た額とする。	万円以下のものに限る。)、				を乗じて得た額とする。	ための器具等を購入する場合	
	② <u>旧</u> 介護予防・日常生活支	備品購入費(介護予防のた				② 介護予防・日常生活支援総	は、単価10万円以下のものに	
	援総合事業に要する費用	めの器具等を購入する場				合事業に要する費用の予想	限る。)、負担金、補助金	
	の予想額が給付見込額に	合は、単価10万円以下の				額が給付見込額に0.02を	なお、給料、職員手当等及び共	
	0.02 を乗じて得た額を超	ものに限る。)、負担金、				乗じて得た額を超える場合	済費については、二次予防事業	
	える場合(厚生労働大臣が	補助金				(厚生労働大臣が特に必要	のうち、通所型介護予防事業及	
	特に必要と認める場合に	なお、給料、職員手当等				と認める場合に限るものと	び訪問型介護予防事業(介護予	
	限るものとし、①の適用を	及び共済費については、二				し、①の適用を受けるものを	防・日常生活支援総合事業を行	
	受けるものを除く。)にあ	次予防事業のうち、通所型				除く。)にあっては、次に定	う場合にあっては、二次予防事	
	っては、次に定める額とす	介護予防事業及び訪問型				める額とする。	業対象者に対する予防サービ	
	る。	介護予防事業(<u>II</u> 介護予					ス事業のうち、通所型予防サー	
	⑦ 地域支援事業に要する	防・日常生活支援総合事業				⑦ 地域支援事業に要する	ビス及び訪問相談・指導) に従	
	費用の予想額が、給付見	を行う場合にあっては、二				費用の予想額が、給付見	事する保健師に係る経費を除	
	込額に 0.03 を乗じて得	次予防事業対象者に対す				込額に0.03を乗じて	< ∘	
	た額を超えない場合は、	る予防サービス事業のう				得た額を超えない場合		
	当該額から包括的支援事	ち、通所型予防サービス及				は、当該額から包括的支		

	改正後	(新)			改正前	(旧)	
	業及び任意事業に要する	び訪問相談・指導)に従事する保健師に係る経費を除く。			接事業及び任意事業に要する費用の額を控除して得た額とする。 ① 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超える場合は、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。	(IH)	
旧介護予防事業 包括的支援事業 (地域包括支援 センターの運営) 及び任意事業	給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。 平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じ	包括的支援事業及び任意 事業に必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、 報償費、旅費、需用費、役 務費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負担 金、補助金、扶助費	39/100	介護予防事業包括的支援事業及び任意事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合は、給付見込額に0.015を乗じて得た額とする。 給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。ただし、小規模市町村は、300万円とすることができる。	に必要な報酬、給料、職員手当	

改正後	(新)	改正前(旧)	
て得た額とする(以下「原則			
の上限額」という。)。			
<u>なお、以下の(ア)と(イ)の両</u>			
方の取組を推進する市町村			
<u>については、上記の計算式に</u>			
代えて次の計算式により基			
準額(下記の①と②の合計			
額。以下「特例の上限額」と			
いう。) を算出することを可			
能とする。一部事務組合及び			
広域連合においては、構成			
市町村ごとに計算した額の			
合計額を基準額とする(平成			
27 年度から 29 年度までに原			
則の上限額又は特例の上限			
額を選択可。)。_			
(ア) 少なくとも介護給付適			
正化の主要 5 事業 (介護保険			
法施行令附則第8条第1項			
の規定に基づき、厚生労働大			
臣が定める主要介護給付等			
費用適正化事業(平成 20 年			
厚生労働省告示第 31 号)に			
掲げる事業をいう。)を全て			
実施していること。			
(イ) 介護予防・日常生活支			
援総合事業を実施している			
<u>こと。</u>			
※ 平成26年度の包括的支援			

改正後	(新)	改正前 (旧)
事業・任意事業の上限額が		
12,500 千円未満の市町村は		
<u>(ア)の要件を満たさなくて</u>		
<u>も可。</u>		
① 地域包括支援センターの		
<u>運営</u>		
25,000 千円 に 当該市町村		
の 65 歳以上高齢者数を		
4,500 で除した値を乗じた額		
※ ただし、この計算の結果		
が 12,500 千円以下の場合は		
12,500 千円とする。		
② 任意事業の実施		
930 円に当該市町村の 65 歳		
以上高齢者数を乗じて得た		
<u> </u>		
なお、特例の上限額の範囲		
内であれば、地域包括支援セ		
ンターの運営に係る費用は		
①により算出される額を超		
えても差し支えない。一方、		
任意事業の実施に係る費用		
は、以下の(a)又は(b)のい		
ずれか高い金額を超えては		
ならない。		
(a) ②により算出される額		
(b) ①及び②の合計額を基準施し、大器は1を存在(-		
準額として選択した年度(=		
移行年度)の前年度の任意事		
業実績額×当該市町村の 65		

改正後	(新)	改正前(旧)
改正後	(新)	改正前(旧) (新設) (新設)

改正後(新)	改正前	(旧)
・(a) 及び(b) の合計額			
<u>(a) 1, 058 千円</u>			
(b)3,761 千円×地域包括			
支援センター数(注)			
② 実施要綱の別記5の2に			
掲げる生活支援体制整備事			
<u> </u>			
·第1層 (市町村圏域) 8,000			
<u>千円</u>			
※ ただし、指定都市の場合			
は、当該額に行政区の数、一			
部事務組合及び広域連合の			
場合は、当該額に構成市町村			
の数を乗じることとする。			
・第2層(日常生活圏域)			
4,000 千円× 日常生活圏域			
数(法第117条第2項第1号			
の区域をいう。以下同じ)の			
<u> </u>			
※ 日常生活圏域が1つであ			
る場合は、第2層は算定でき			
<u>ない。</u>			
③ 実施要綱の別記5の3に			
掲げる認知症総合支援事業			
・認知症初期集中支援事業			
10,266 千円			
※ ただし、指定都市の場合			
は、行政区の数、一部事務組			
合及び広域連合の場合は、当			
該額に構成市町村の数を乗			

世名でよとする。	改正後		改正前(旧)
		(7)	
 第 ただし、一部事務組合及 び広域連合の場合は、当該額 に得成市町村の数を乗じる こととする。 ① 実施要額の別至5の41に 掲げる地域ケア会議推進事業 2 ・1,272 千円× 地域包括支援 センター数(注) (指) 近常15条の46第1項 に現在する地域包括支援センターをいう。 (3) 政会例加第18条に規定する平成28年度において法第115条の45第3項第35に援 る事業のうら語知底である著保険者とおける支援とは被保険者の地域における自立した12常 語の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大阪が定めるものを拡充しよう する市町村文は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合にいては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1機に定める区分ごとに、第2機に定める基金限と第3機に定める対象経費 等支出額と手は数して少ない方の額と、指生発素から当付をその他の収入額を持防上がで と比較して少ない方の額と強としてがいたの額と対した。とは、となる事務と第3個の定める対象経費 をと比較して少ない方の額と強としてがいたの額と、該金属寺から当付をその他の収入額を持防上がな と比較して少ない方の額と強とできる。ただし、基本額の合計は、結付起い額にの、03を と比較して少ない方の額を強定する。ただし、基本額の合計は、結付起い額にの、03を をと取るとびできる。 (ア) 給付起い額に0、015を乗じて得た額が300万円と踏とない前町で、厚生労働大阪が相 と超める額とした場合にあっては、給付見込額に0、015を乗じて得た額に2、8 	・認知症地域支援・ケア向上		
の	事業 6,802 千円		
 に構成市町村の数を乗じる こととする。 3 実施要綱の別記5の4に 題げる地域ケア会議推進事業 ・1,272 千日× 地域包括支援 センター数(注) (注) 注第 115 年の46 第1 項	※ ただし、一部事務組合及		
上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記 上記	び広域連合の場合は、当該額		
 ① 実施要綱の別記5の4に 掲げる地域ケア会議権連事 差 ・1、272 千円× 地域包括支援 センター数(注) (注) 注第16条の46第1項 に規定する地域包括支援セ ンターをいう。 (3) 政会財別第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲 る事業のうち設知底である被保険者に対する支援又は被快険者の地域における自立した目常 活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しよう する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合に いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を理除した額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を理除した額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を理除した額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を理除した額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を理除した額 を比較して少ない方の額と、3ので第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額として少ない方の 3のでは、第4年の会計は、給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない中町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2.8 			
機力を地域やア会議推進事業			
-1,272 千円× 地域包括支援 センター数(注) (注) 法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援セ ンターをいう。 (例除) (3) 数令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲 る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常 活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しよう する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合に いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と適定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (7) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2.8			
(注) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。 (3) 政令附則第1.8条に規定する平成2.6年度において法第1.15条の4.5第3項第3号に掲る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようする市町村マは新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合にいては、次により算定するものとする。ア次の妻の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費実支出額とを比較して少ない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した動を比較して少ない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した動を比較して少ない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した動を比較して少ない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した動を比較して少ない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した場合を担めていない方の額を、途事業費から寄付金その他の収入額を控除した場合を担めていたが、政令第3.7条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とする。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
(注) 法第 115 条の 46 第 1項 に規定する地域包括支援セ ンターをいう。 (3) 政令附則第 1 8 条に規定する平成 2 6 年度において注第 1 1 5 条の 4 5 第 3 項第 3 号に掲 る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常 活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しよう する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合に いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める外象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 を比較して少ない方の額を適定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第 3 7 条の 1 3 第 3 項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を 2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
(利除) (3) 政令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲 る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようする市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合にいては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03をじて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
(削除) (3) 政令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲 る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常 活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しよう する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合に いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を と比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た類に2,8			
(削除) (3) 政令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲 る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常 活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しよう する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合に いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようする市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合にいては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03をじて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			(3) 政令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の45第3項第3号に掲げ
する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合にいては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			る事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生
いては、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようと
ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費 実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			する市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3の(1)に掲げる市町村の場合につ
実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03をじて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			いては、次により算定するものとする。
を比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に める額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的 援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の
 じて得た額とするが、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次にめる額とすることができる。 (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8 			実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と
<u>める額とすることができる。</u> (ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的接事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
(ア) 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が、包括的援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相 と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
と認める額とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,8			
			② 2 記める領とした場合にあっては、福刊見込領にり、り15 を来して存た領に2,80 0万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額を加えた額とする。
			○カロを超えない範囲で序生力圏大臣が相当と認める額を加えた観とする。(イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超え

改正後(新)			(旧)	
		 合(厚生労働大臣が特に必要と認	<u></u> める場合に限るものとし、(ア)の	の適用を受けるも
	のを	除く。)にあっては、給付見込額	に0.04を乗じて得た額に、2	2, 500万円を
	<u>加え</u>	た額を超えない範囲で厚生労働大	:臣が相当と認める額とする。	
	<u>イ アによ</u>	り選定された額に、第4欄に定め	る交付率を乗じて得た合計額を変	文付額とする。 た
	<u>だし、交付</u>	対率を乗じた額に1円未満の端数/	が生じた場合には、これを切り捨	てるものとする。
_(削除)	(4) 政令附則第	第18条に規定する平成26年度	こおいて法第115条の45第3	3項第3号に掲げ
	る事業のうち	認知症である被保険者に対する。	支援又は被保険者の地域における	る自立した日常生
	活の支援に依	系る体制の整備の促進を行う事業	として厚生労働大臣が定めるもの	りを拡充しようと
	<u>する市町村</u> フ	ては新たに実施しようとする市町村	寸であって、3の(2)に掲げる市⊞	<u> 打村の場合につい</u>
	ては、次によ	こり算定するものとする。		
	ア 次の表	の第1欄に定める区分ごとに、第	2欄に定める基準額と第3欄に気	官める対象経費の
	<u>実支出額</u>	とを比較して少ない方の額と、総	事業費から寄付金その他の収入額	質を控除した額と
	を比較し	て少ない方の額を選定する。ただ	し、基準額の合計は、給付見込額	質に0.03を乗
	じて得た	額に2,500万円を加えた額を起	^{翌えない範囲で厚生労働大臣が相}	当と認める額(小
	規模市町	村が包括的支援事業及び任意事業	の基準額を2,800万円を超え	えない範囲で厚生
	労働大臣:	が相当と認める額とした場合にあ	っては、給付見込額に0.01;	5を乗じて得た額
	<u>K2, 8</u>	00万円を超えない範囲で厚生労	<u>働大臣が相当と認める額を加えた</u>	<u> とする。</u>
		り選定された額に、第4欄に定め		
	<u>だし、交f</u>	<u>寸率を乗じた額に1円未満の端数</u> 7	が生じた場合には、これを切り捨	<u>:てるものとする。</u>
Obdate S				
<u>(削除)</u>	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
		給付見込額に0.02を乗じて	介護予防・日常生活支援総合事	25/100
	生活支援総合事	得た額とする。	業又は介護予防事業に必要な	
	<u>業</u>	ただし、政令第37条の13第		
		3項各号に該当する市町村にあ		
		っては、次に定める額とするこ		
		とができる。	び賃借料(介護予防のための器	
			具等をレンタル又はリースす	
			る場合は、購入する場合の単価	
		基準額を2,800万円を	が10万円以下のものに限	

改正後(新)	改正前(旧)
	超えない範囲で、厚生労働 る。)、備品購入費(介護予防の
	大臣が相当と認める額と ための器具等を購入する場合
	した場合は、給付見込額に は、単価10万円以下のものに
	0.015を乗じて得た額 限る。)、負担金、補助金
	とする。 なお、給料、職員手当等及び共
	② 介護予防・日常生活支援 済費については、二次予防事業
	総合事業に要する費用の のうち、通所型介護予防事業及
	予想額が給付見込額に0. び訪問型介護予防事業(介護予
	02を乗じて得た額を超 防・日常生活支援総合事業を行
	える場合(厚生労働大臣が う場合にあっては、二次予防事
	特に必要と認める場合に 業対象者に対する予防サービ
	限るものとし、①の適用を ス事業のうち、通所型予防サー
	受けるものを除く。) にあ ビス及び訪問相談・指導) に従
	っては、次に定める額とす 事する保健師に係る経費を除
	<u>S.</u>
	◎ 地域支援事業に要す
	<u>る費用の予想額が、給付</u>
	見込額に0.03を乗じ
	て得た額を超えない場
	合は、当該額から包括的
	支援事業及び任意事業
	に要する費用の額を控
	除して得た額とする。
	<u>④</u> 地域支援事業に要す
	<u>る費用の予想額が、給付</u>
	見込額に0.03を乗じ
	<u>て得た額を超える場合</u>
	は、給付見込額に0.0
	<u>3 を乗じて得た額を超</u>
	えない範囲で、厚生労働

改正後 (新)		改正前	(旧)	
		大臣が相当と認める額		
		<u>とする。</u>		
	介護予防事業	給付見込額に0.02を乗じて		
		<u>得た額とする。</u>		
		ただし、小規模市町村が、包括		
		的支援事業及び任意事業の基準		
		額を2,800万円を超えない		
		範囲で厚生労働大臣が相当と認		
		める額とした場合は、給付見込		
		額に0.015を乗じて得た額		
		<u>とする。</u>		
	包括的支援事業	給付見込額に0.02を乗じて	包括的支援事業及び任意事業	39.5/10
	及び任意事業	得た額に2,500万円を加え	に必要な報酬、給料、職員手当	<u>0</u>
		た額を超えない範囲で厚生労働	等、共済費、賃金、報償費、旅	
		大臣が相当と認める額とする。	費、需用費、役務費、委託料、	
		ただし、小規模市町村は、2,	使用料及び賃借料、備品購入	
		800万円を超えない範囲で厚	費、負担金、補助金、扶助費	
		生労働大臣が相当と認める額と		
		<u>することができる。</u>		
		なお、次に掲げる事業は、それ		
		ぞれ次に掲げる額を超えない範		
		囲で厚生労働大臣が相当と認め		
		る額とする。		
		① 実施要綱の別記1第2		
		<u>の3(5)アに掲げる事業</u>		
		<u>10,200 千円</u>		
		②実施要綱の別記1第2の		
		3 (5) イに掲げる事業		
		5,600 千円		
		③実施要綱の別記1第2の		

改正後(新) 改正前(旧)

3 (5) ウに掲げる事業
1,200千円
④実施要綱の別記1第2の
3 (5) エに掲げる事業
8,000千円

5 (略)

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生 労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者 の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

5 (略)

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
 - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚 生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、 適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、 厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の 全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行 う場合
 - ア 市町村の長は、<mark>別紙様式第2</mark>を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道 府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙 様式第8により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行 う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道 府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙 様式第<u>8</u>により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとす る。
- (2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に 提出するものとする。

改正前(旧)

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が 行う場合
 - ア 市町村の長は、3の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第2を、また3の(2)に定 <u>める事業を実施する場合は別紙様式第8</u>を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日 までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙 様式第<u>14</u>により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものと する。
 - (2) (1)以外の場合

市町村の長は、30(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第2を、 \pm た30(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第8を、関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
 - (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が 行う場合
 - ア 市町村の長は、3<u>の(1)に定める事業を実施する場合は</u>別紙様式第3を、<u>また3の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第9を、</u>関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙 様式第<u>14</u>により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するもの とする。
 - (2) (1)以外の場合

市町村の長は、<u>3の(1)に定める事業を実施する場合は</u>別紙様式第3を、<u>また3の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第9を、</u>関係書類とともに、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正前(旧)

9 (略)

(交付決定の通知)

10 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 5 又は別紙様式第 6 により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行 う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府 県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式 第8により関係書類を添えて、翌年度6月末日 (6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を 受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働 大臣に提出するものとする。
 - (2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、翌年度6月末日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 7 により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付決定の通知)

9 (略)

10 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村の長に対し、3の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第5又は別紙様式第6により、また3の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第11又は別紙様式第12により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

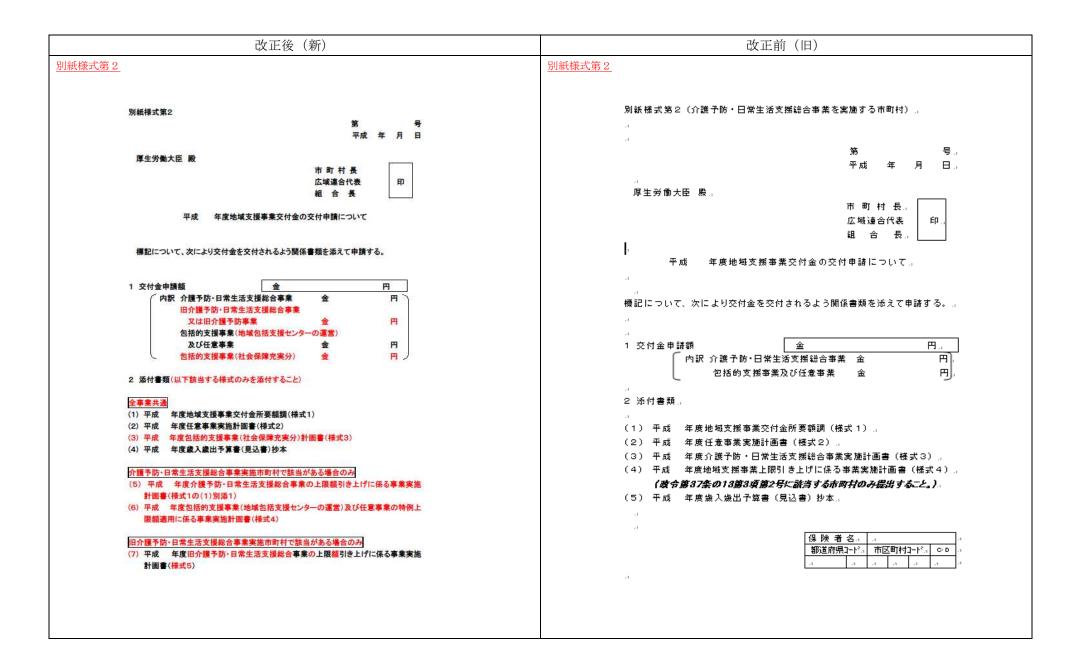
- 11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、<u>3の(1)に定める事業を実施する場合は</u>別紙様式第4を、<u>また3の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第10を、</u>関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式 第14により関係書類を添えて、翌年度6月末日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認 を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労 働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合

市町村の長は、3の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第4を、また3の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第10を、関係書類とともに、翌年度6月末日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、3の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第7により、また3の(2)に定

改正後(新)	改正前 (旧)
	<u>める事業を実施する場合は別紙様式第13により、</u> 速やかに確定の通知を行うものとする。
13 (略)	13 (略)
14 (略)	14 (照各)
別紙様式第 1 (略)	別紙様式第 1 (略)



改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第2に統合	別紙様式第8 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村) 第 号。 平成 年 月 日。 厚生労働大臣 殷。 市 町 村 長。 広域連合代表。 組 合 長。 平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について。 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。。 1 交付金申請額 金 円。
	2 添付書類。 (1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額則(機式1)。 (2) 平成 年度任意事業実施計画書(機式2)。 (3) 平成 年度最入歲出予算書(見込書)抄本。



	改正後 (新)	改正前(旧)
氏様式第2様式1の(1) 別添1	新規様式
平成 年度介	↑護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書	
介護予防・日常生活支援	総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)	
実施主体	○ ○市	
実施時期	年 月 日から実施	
対象経費支出予定額	н	
上限額		
(1) 原則の上限額	円	
(2) 選択可能な上原	門	
(3) (1)の10%特	例選択 円	
(4) (2)の10%特	例選択 円	
	Fの理由に該当する箇所に〇を付け、具体的な内容を記載すること)	
	防に効果的なプログラムを新たに導入等	
	防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等 市町村で通いの場の新たな整備等	
その他		
内		
容		
具 体		
的		
記 載		
る見込みがあることが		
と。個別協議について	ンて、該当箇所に〇を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載するこけ、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。	
こと。なお、原則として	はプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載する 導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やもを得ない理由がある場合はこ	
	ませっピスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・ 県内の市町村との比較か隣	
・小規模市町村で通い	など具体的な比較方法を数値も含めて記載する。 Nの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。	
·その他···内容が詳	細に分かるように具体的に記載する。	

改正後(新)									改	正前(旧)							
別紙様式第2様式1の((2)								别	紙様式第2様式1								
別紙様式第2様式1の(2)(旧介護予防・日常生活支援総合事業を3	乾施する市町村)								様式	1(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)								
平成 年度地域支援事業交付金所要額調									平成 年度	地域支援事業	交付金所要額	周						
区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 B C(A-E	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考 G		区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 C(A-B	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業	-	`			'			,			F	9	C(A-B			F F	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1)要支援者向け事業									1 介	護予防·日常生活支援総合事業								
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業				1					(1)要支援者向け事業								
イ ケアマネジメント事業 ウ 評価事業								-		ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
(2)二次予防事業対象者向け事業			+	<u> </u>						イ ケアマネジメント事業								
アニ次予防事業対象者の把握事業			1	1						ウ 評価事業								
/ 一次ド的事業対象者の記述事業 イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								+	1 7	2)二次予防事業対象者向け事業								
ウ ケアマネジメント事業										アニ次予防事業対象者の把握事業								
工 評価事業										ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
(3)一次予防事業対象者向け事業																		
ア 介護予防普及啓免事業										ウ ケアマネジメント事業								
イ 地域介護予防活動支援事業									114	工 評価事業								
ウ 一次予訪事業評価事業									111	3)一次予防事業対象者向け事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業										ア 介護予防普及啓発事業								
(4)審査支払手数料										イ 地域介護予防活動支援事業								
(5)総合事業費精算金										ウ 一次予防事業評価事業								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				-					(4)支払審査手数料								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) (2)任意事業								-	2 包	括的支援事業及び任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業			1	-					(1)包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務を除く。)								
7 万段和刊号資用班正化學来 イ 家族介護支援事業				+					(2)任意事業								
ウ その他の事業			1	-						ア 介護給付等費用適正化事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業										イ 家族介護支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業										ウ その他事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	1									(ア)成年後見制度利用支援事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業										(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業										(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業						_		
(力) 地域自立生活支援事業 3 小 計(1+2)				1						(工)地域自立生活支援事業								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)																_		
(1)在宅医療·介護連携推進事業			1	1					1 -	(オ)その他								
(2)生活支援体制整備事業										#(1+2)								
(3)認知症初期集中支援推進事業										規事業計(任意事業)								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業										1)認知症初期集中支援推進事業								
(5) 地域ケア会議推進事業									11 -	2)認知症地域支援推進員等設置事業								
5 合 計(3+4)									(3)認知症ケア向上推進事業								
							_			4)生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
(注) 1 日欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記。	入すること。				給付限込額	B			包括印	的支援事業・任意事業・新規事業 交付基本額(2+4)								
 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率 					包括的支援事業(社会保証	章充実分)の個別協議の有無	4		5 合	11 (3+4)								
4 G欄には、F欄の額に交付要網4の第4欄に定める交付率	序を乗じて得た額(1円未業)	の機能が生じた場合には	<u>は、これを切り捨てること</u> 。	.)を記入すること。												a		
		保险者名	1	7						E) 1 B欄には、交付要網4にいう寄付金その他の収入額を割				給付見込額				
		保険者名 都道府県コード 市区町村コード							(33	2 其准額(F間)の首定に当たり 政会第37条の13第1日	盾及が同名第9項に相	定する給付見込額を制	記入すること。					
		C-D								3 巨欄には、交付要網4に定める基準額を記入すること。 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を 5 G欄には、F欄の額に交付要網4の第4欄に定める交付	おえすること。							
										5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付	中を乗じて得た額(1	円未満の締敷が生じ	た場合には、これも	切り捨てること。) き	記入すること。			
												保険者名						
												保険者名 都道府県コート 市区町村コート		1				
												C-D		1				
1									1									
1									1									
									1									
									1									
									1									
1																		



	改正後(新)		改正前 (旧)						
<u> </u>			別紙様式2様式2の(1)						
抵様式第2様式2			様式2の(1)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村) 平成年度任意事業実施計画書						
	平成 年度任意事業実施	計画書							
意事業(交付要綱30	の(1)、(2)、(3)のウの事業)		任意事業(交付要綱3の	(1) のウの事業)					
介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業		介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他事業					
実施主体	00	D市	実施主体						
実施期間	平成 年月日~平成 年	月日	実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
事業費	Ħ		事 業 費	н					
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標							
(円)			具体的な事業 名、事業内容						
(円)			及び事業費						
(円)									
(円)			「〇」を付けるこ。	1 1 5条の 4 5 第 3 項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に と。 事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。					
(円)				対象経費支出予定額を記入すること。					
こと。また、アイ	1 1 5条の 4 5第3項に基づく事業」は、アイマンの事業を複数実施している場合は、別業、対象経費支出予定額を記入すること。		3 「具体的な事業/ 記入すること。	名、実施内容及び事業費」には、ア〜ウの各事業における具体的な取組毎に 名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入					
3 「事業名(事業	費)」には、様式2別添より選択し、番号のる	9記入すること。		/P20+ 5					
4 「事業内容」には	ま、ア〜ウの各事業の事業内容を具体的かつ	衛潔に記入すること。		保険者名 お道府県コード 市区町村コード C・D					
5 「実施目標」には	は、ア~ウの各事業が1年間で達成すべき目ホ	票について、定量的・定性的な観点		BACKUTAN TO TAKE MATATAN TO CAN					

改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第2様式2に統合	別紙様式第8様式2の(1)
	様式2の(1)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)
	平 成 年 度 任 意 事 業 実 施 計 画 書
	任意事業(交付要綱3の(2)のウの事業)
	ア 介護給付等費用適正化事業
	介護保険法第115条 の45第3項に基づく イ 家族介護支援事業 事業
	ウ・その他事業
	実施主体
	実施期間 平成年月日~平成年月日
	事業費円
	具体的な事業
	名、事業内容
	及び事業費
	(注)
	1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に 「O」を付けること。
	また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
	3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア〜ウの各事業における具体的な取組毎に
	記入すること。 4 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入
	すること。
	保険者名
	都道府県コード 市区町村コード C·D

	改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第2様式2別添		新規様式
別紙様式第2様式2別添	任意事業	
	<u> </u>	
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック	
	② ケアプランの点検	
	③ 住宅改修等の点検	
	④ 医療情報との突合・縦覧点検	
	⑤ 介護給付費通知	
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業	
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催	
	⑨ 認知症高齢者見守り事業	
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業	
	① 介護者交流会の開催	
	① 介護自立支援事業	
	③ 介護用品の支給	
その他の事業	④ 成年後見制度利用支援事業	
	⑤ 福祉用具・住宅改修支援事業	
	16 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	
	① 認知症サポーター等養成事業	
	® 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	
	⑨ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	
	② 介護サービスの質の向上に資する事業	
	① 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	
i		

日から実施
日から実施
Ħ
(キ) (ク)
建研修 (カ)その他の研修
00 00
第2層 協議体
人 0箇所
支援推進員設置
0箇所
ア推進会議
OE
4に定める基準額
する。
[を超過する主な

改正後(新)		改正前(旧)
別紙様式第2様式4		新規様式
別紙様式第2様式4		
平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの 特例上限額適用に係る事業実施計画		
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(交付要綱3の)(1)、(2)、(3)のイ・ウの事業)	
実施主体		
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期 平成 年 月 日から実施		
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 (事業費)	実施目標	
認定調査状況 チェック (円)		
ケアブランの点検 (円)		
住宅改修等の点検 (円)		
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)		
介護給付費通知 (円)		
③小規模自治体に該当		
(注) 1 「(事業費)」には、対象経費支出予定額を記入すること。		
2 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入する	こと。	
3 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針(平成 労働省老健局介護保険計画課長通知)に基づき都道府県が策定した第3 成した実施目標と整合性が図られていること。 また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえること。	期適正化計画を踏まえ、市町村が作 、定量的・定性的な観点から記入す	
4 ③は平成28年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満 ること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。	の市町村の場合、右欄に○を記入す	

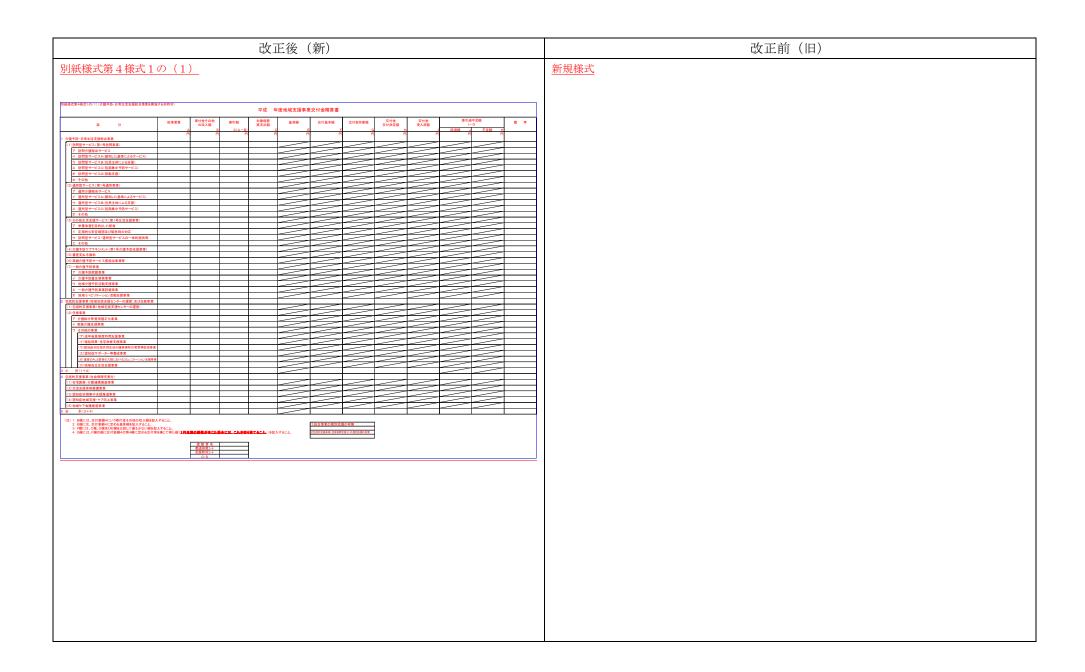
改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第2様式5 別紙様式第2様式5 (旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村) 平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書 1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由(該当項目にチェック)	改正前 (旧) 別紙様式第2様式4 様式4 (政令第37条の13第3項第2号の規定に該当する市町村) 平成 年度地域支援事業上限引き上げに係る事業実施計画書 1 地域支援事業上限引き上げにかかる理由(該当項目にチェック)。 (□ (元) 地域支援事業上限引き上げにかかる理由(該当項目にチェック)。
□ (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、 □ 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。 □ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、 □ 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。 □ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超える。 □ 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。 2 事業実施計画額等について	日 (ア) 地域交換事業に要する資用の報か、新代見込物の自分の二を超える。日 介護予防・日常生活支援総合事業に要する資用の額が、給付見込額の百分の二を超える。日 (イ) 地域支援事業に要する資用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。日 (ウ) 地域支援事業に要する資用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。日 (ウ) 地域支援事業に要する資用の額が、給付見込額の百分の二を超える。日 介護予防・日常生活支援総合事業に要する資用の額が、給付見込額の百分の二を超える。日 2 事業実施計画額等についてこ
(1)回放令第37条の13 度 1 項(※1)で変める上限 整 (※2) 地域支援事業 旧 内 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	(の総合第 27 会の 13 第 1 (2) 事業采範 -
(4) 給付見込額 (※1) 円 円 (5) 給付見込額に194を 規じて得た額 (※5) 配介置予助・日常生活 支援数合事業 円 実践数合事業 円 実践数合事業 (※1) 給付見込額は、旧政令第 37 条の 13 第 2 項で規定されるとおり、旧介額予防・日常生活支援総合支援事業を 行わないものとすれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。 (※2) (1) 旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限額の算定時において、1 円未満の端数が生じた場合には、これ	(4) 銀行見込餌 (2) 10 を
を切り捨てること。 (以下 (※4) においても同じ。) (※3) (2) 事業実施計画額は、対象経費支出予定額を記入すること。 (※4) うち妻支援者にかかる額は、(2) 事業実施計画額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実施計画額を記入すること。 (※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率 (地域支援事業 百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業 百分の2) に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。 (※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。 (※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。	例り着てること。「以下 ※ 4 においても同じ。 ※ 3 2 事発美施計価額は、対象投資支出予定額を起入すること。 ※ 4 うち果支援者にかかる額は、 2 事発美施計価額中、果支援者の介護主防・日常生活支援物合事業にかかる 実施計価額を起入すること。 ※ 6 5 給付果込額に「50を見じて得た額は、給付果込額に、飲金割37次の13第1 項で走める上院史章 地域 支援事業=百分の3。介護主防・日常生活支援物合事業=百分の3 に百分の1を知えた史率を見じて得た額 から、 1 仮金割37次の13第1 項で走める上院額を受し切いた額を起入すること。 ※ 6 3 5 上額は、 5 給付果込額に「50を見じて得た額を一種の名額を起入すること。 ※ 6 3 5 上額は、 5 給付果込額に「50を見じて得た額を一種の名額を起入すること。 ※ 6 3 5 上額は、 5 給付果込額に「50を見じて得た額を一種の名額を起入すること。

改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第3	別紙様式第3
か護予防・日常生活 支援総合事業 旧介護予防・日常生活 支援総合事業 旧介護予防事業 包括的支援事業(地域包括支援事業 (社会保険充実分) 2 変更を必要とする理由 3 変更に要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。	交付金既交付金 変更後交付金 かい 当申請額 (B) (B) (B) (B) (B) (C) (C) が で で で で で で で で で で で で で で で で で で

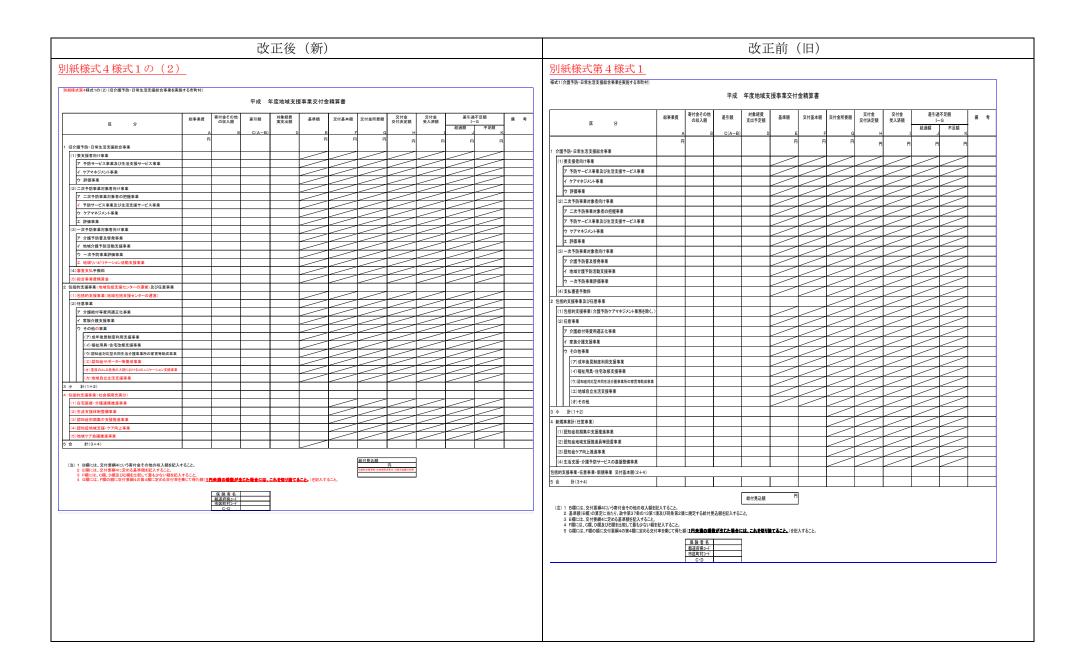
改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第3に統合	別紙様式第9
	別紙様式第9(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。
	第 号。 平成 年 月 日。
	厚生勞働大臣 殿
	市 町 村 長。 広域連合代表 印。 組 合 長。
	。 平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について。
	。 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に ついては、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。。
	1 今回追加交付(→部取消)申請額 金 円。
	交付金既交付。 交付金既交付。 決定額(A)。 所要額(B)。 (B)—(A)。
	地域支援事業交付金。
	介護予防事業。 内 訳 包括的支援事業。
	及び任意事業。
	2 変更を必要とする理由。
	。 3 変更に要する諸様式については、申請手続の様式に進ずる。
	探 版 著 名。

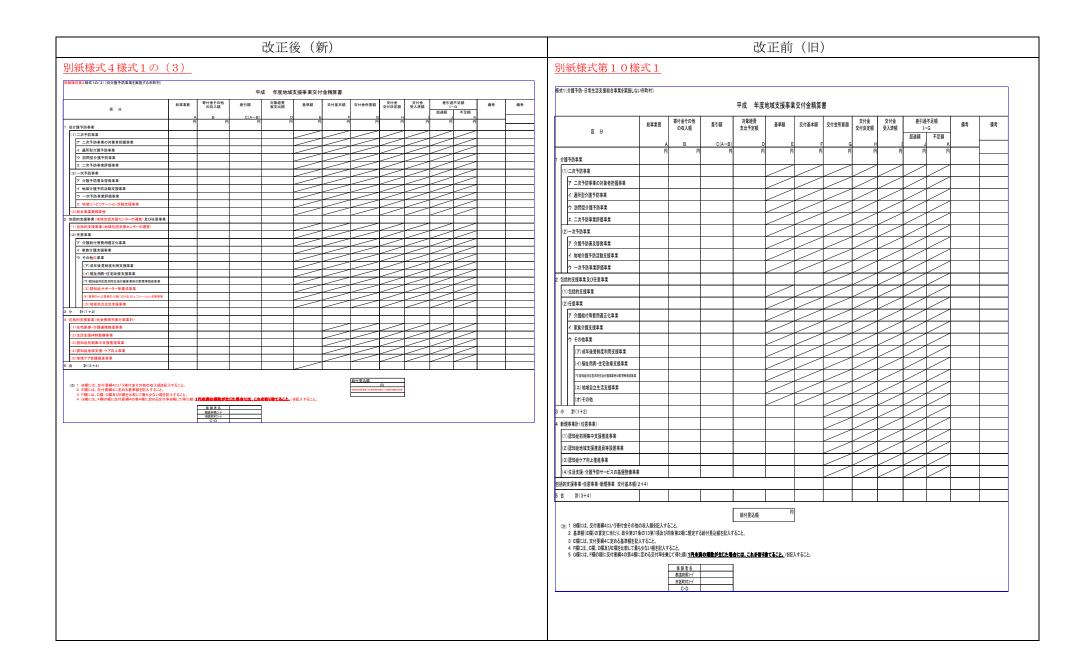
改正後 (新)	改正前(旧)
別紙様式第4	別紙様式第4
	別紙様式第4(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。
別紙様式第4 第 号 平成 年 月 日	第 号。 平成 年 月 日。
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿。
市 町 村 長 広域連合代表 租 合 長 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について	京 京 京 京 京 京 京 京 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事 業実績について、次の関係書類を添えて報告する。	 - - 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について。
(添付書類) 全事業共通 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 2 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 3 平成 年度任意事業実施報告書(様式3) 4 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)	。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ 6 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1の(1)別添) 7 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書(様式5) 旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ 8 平成 年度旧介護予防・日常生活支援事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式5) 保 接 者 名 都道府県コート・市区町村コート・C・D 	(添付書類)。 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)。 2 平成 年度事業実施報告書(様式2)。 3 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告書(様式3)。 4 平成 年度地域支援事業上限引き上げに係る事業実施報告書(様式4)。 「破争第37条の13第3項第2号に終当する市断打のみ提出すること。)。 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本。 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)。 「保 険 者 名。」 「部道府県エード。市区町村コード、〇 D。」。

改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第4に統合	別紙様式第10
	別紙様式第10(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)↩
	ψ.
	第 号√
	平成 年 月 日↩
	厚生労働大臣 殿↩
	4
	41
	市町村長√
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	組合長中
	4
	41
	↩ 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について↩
	十八八十段地域又被争未入自並の争未失順報告について
	€1
	4¹
	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に (3.4.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.
	係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。↓ ↓
	4 ¹
	4
	〈添付書類)↩
	← 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)→
	2 平成 年度平成東東美地報告書(様式2)→
	3 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本↩
	(内訳として、支給実績内訳書〈円単位、任意様式〉等を添付すること。)↩
	√/ <u>PA +/ /2 - -</u>
	保険者名4 4 #
	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$



i	ひ正後 (新)	改正前(旧)
別紙様式第4様式1の(1)別添	У. Т. (W)	新規様式
<u> </u>		
平敗 年度介護予防・日常生活。	支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書	
介護予防・日常生活支援総合事業(交付要	綱3の(1)のアの事業)	
実施主体	〇〇市	
実施時期	平成 年 月 日から実施	
実績額	0円 (計画額: 0円)	
上限額		
(1) 原則の上限額	門	
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	0円	
(3) (1)の10%特例選択	0円	
(4) (2)の10%特例選択	0円	
	る箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)	
介護予防に効果的なプロ・	プラムを新たに導入等 ビスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等	
小規模市町村で通いの場		
その他	の Win C S 正 Mil G	
内容		
体 的		
IC 라스		
載 		
	費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減	
する見込みがあることが前提。 ※上限超過の理由として、該当箇所にく)を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載す	
・介護予防に効果的なプログラムを新た	っては認められない場合もあるので留意すること。 に導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記	
ある場合はこの限りではない。	度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由が	
か隣接市町村との比較かなど具体的な		
・小規模中町村で通いの場の新たな登 ・その他・・・内容が詳細に分かるように	庸・・・整備に要した額を具体的に記載する。 具体的に記載する。	





が成形が作 4 部式 2		改正前(旧)
別議様式第4様式 2		
別議権支援 4 様式 2	別紙様式第4様式2	別紙様式第4様式2の(1)
現場を認うしに対域ある名言語も含む。 1		様式2の(1)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)
平成 年度包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 実施報告書 1		平成 年度事業実施報告書
### ### ### ### #### ################	別紙様式第4様式2	I. 地域包括支援センターの設置状況
平成 年度包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 実施報告書 1 地域包括支援センターの運営状況 (1) 登世校区 (2) 受影外の住民 (3) 受影外の住民 (4) 日間の住民 (5) 日間の住民 (6) 日間の住民 (7) 日間の住民 (8) 日間の民 (8) 日		
地域を指すませいターの設置状況 1) 指数性を 日本 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中	平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書	直営 委託
日本記名を支配とかっている。		設備を加えなしていた。
The Note	1 地域包括支援センターの設置状況	△ ₩
金倉市 本書 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社会福祉法人
# 2	(1) 設置状況	委託先件数
新型名版支援センターの 日本	合計	II. 介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメント事業
# 1	直営 委託	
(2) 東部大の状況	地比如纸中语 L. X. A.	
2 製造業を含拠したアイミジンと担当なアグランの設置		二次予防事業対象者向け
会計		
社会報送点 社会報送車 医療主人 社団・財団主人 NPO注人 その他		
(は出山内) (世紀山内)		評価件数
日本	社会福祉法人 (社協以外) 社会福祉協議会 医療法人 社団・財団法人 NPO法人 その他	フラン機械 ブラン変変
(3) 職員の状況		
(3) 数員の状況 日本	委託先件数	介護予防·日常生活支援総合事業の中で変更
### (保護師) 社会福祉士 主任ケアマネジャー その他		終了
 記書数 お金銭 本金銭 本金銭<td></td><td>II. 総合相談支援、権利論課業務</td>		II. 総合相談支援、権利論課業務
記載数 1	合計	
 配置数 ※「保健師」には経験ある看護師も含む。 (現場の)・組織的ケアマネジメント支援業務 1 危援か・組織的ケアマネジメント支援業務 1 危援か・組織的クアマネジメント支援業務 1 危援か・超機的ケアマネジメントの経験を	保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャー その他	
ア・名類的・最後的・フマネジメント交換機器		権利擁護(成年後見制度等)に関すること
※「保健師」には経験ある看護師も含む。 (保険者名	配置数	
展集機関との連携すぐり 医療機関との連携体制づく アーマルザービスとの連携で () 大きの連携で () 大きの地 () 大き		
	※「保健師」には経験ある看護師も含む。	1 包括的・組織的ケアマネジメントの体制機器 ロッキャー (地域のインフォーマルサービ
# 市区町村コード C・D		回席機関との連切 ノング 品数機関との連切がリンマクスとの連携がくり
# 市区町村コード C・D	原验本々	具体的内容を簡潔に配入
2 介護支援専門員に対する個別支援	an Water (III	CCCREW.
接回数事例を抱える介護支援専門員への対応 有 無 無		2 介護支援専門員に対する個別支援
支援困難率例を抱える介護支援専門員への対応 有無 無		実施の有無
個別事例に対するサービス担当者会議関係支援 有 無 質の向上のための研修 有 無 ケアブラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導 有 無 介護支援専門員同士のネットワーク構築 有 無 介護支援専門員同士が古・領報支援 有 無 ケ東ブランの直覧に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への 有 無 を修等の働きかけ その他 (具体的内容を簡潔に配入してください。) ※「実施の有無」欄は、該当箇所に「O」を付けて下さい。 (保険者名		
関の向上のための研修 有 無 ケアブラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導 有 無 介護支援専門員同士のネットワーク構築 有 無 介護支援専門員の対する情報支援 有 無 ケアブランの趣賞に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への 有 無 を		
ケアブラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導 有無 介護支援専門員のサアマネジメントの指導 有 無 介護支援専門員に対する情報支援 有 無 ケアブランの趣智にあるいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への 有 無 前等等の動きかけ その他(具体的内容を簡潔に記入してください。) ※「実施の有無」欄は、装当箇所に「O」を付けて下さい。 「保険者名		
その他(具体的内容を簡潔に配入してください。) ※「実施の有無」欄は、該当箇所に「O」を付けて下さい。		介護支援専門員に対する情報支援 有 無
その他(具体的内容を簡潔に配入してください。) ※「実施の有無」欄は、該当箇所に「O」を付けて下さい。		ケアプランの風塵に基づいてサービスが提供されるよう、原宅サービス事業所等への 有 無 呼等をの働き分け
保險者名		
保險者名		
		3-1

改正後 (新)	改正前(旧)
改正後 (新) 別紙條式第4様式2に統合	安全 (日本) (大田)

改正後(新) 改正前(旧) 別紙様式第4様式3 別紙様式第4様式2の(2) 別紙様式第4様式3 様式2の(2)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村) 平成 年度任意事業実施報告書 平成 年度事業実施報告書 任意事業 (交付要綱3の(1)、(2)、(3)のウの事業) 任意事業(交付要綱3の(1)のウの事業) ア 介護給付等費用適正化事業 ア 介護給付等費用適正化事業 介護保険法第115 介護保険法第115条 条の45第3項に基 イ 家族介護支援事業 の45第3項に基づく イ 家族介護支援事業 づく事業 ウ その他の事業 ウ その他事業 実施主体 〇〇市 実 施 主 体 実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実 施 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 事業費 円 (計画額: 円) 業 (実施計画額 円) 円 事業名 実施内容 効果 (事業費) 具体的な事業 (円) 名、事業内容 及び事業費 (円) (円) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア~ウの該当する事業の記号に 「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱 等関係書類を添付すること。 (円) 2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額(対象 経費支出予定額)を記入すること。 3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア~ウの各事業における具体的な取組毎に 記入すること。 (円) 4 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合 は、()書きで、委託先を記入すること。 5 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付す すること。 6 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに() 書きで、実施計画時の額(対象経費支出予定額)を記入すること。 2 「事業名(事業費)」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には 対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 保険者名 3 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。 都道府県コード 市区町村コード $C \cdot D$ 4 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入 すること。

改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第4様式3に統合	別紙様式第10様式2の(2)
	様式2の(2) (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)
	平 成 年 度 事 業 実 施 報 告 書
	任意事業(交付要綱3の(2)のウの事業)
	ア 介護給付等費用適正化事業 介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業 ウ その他事業
	実 施 主 体
	実 施 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	事業費円(実施計画額円)
	具体的な事業 名、事業内容 及び事業費
	(注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
	2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額(対象 経費支出予定額)を記入すること。
	3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア〜ウの各事業における具体的な取組毎に 記入すること。 4 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合
	は、() 書きで、委託先を記入すること。 5 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入
	すること。 6 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに () 書きで、実施計画時の額(対象経費支出予定額)を記入すること。
	保険者名
	都道府県コード 市区町村コード C·D

	改正後(新)	改正前(旧)
別紙様式第4様式3別添		新規様式
別紙様式第4様式3別添	任意事業	
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック	
	② ケアプランの点検	
	③ 住宅改修等の点検	
	④ 医療情報との突合・縦覧点検	
	⑤ 介護給付費通知	
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業	
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催	
	⑨ 認知症高齢者見守り事業	
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業	
	① 介護者交流会の開催	
	⑩ 介護自立支援事業	
	③ 介護用品の支給	
その他の事業	4 成年後見制度利用支援事業	
	⑤ 福祉用具・住宅改修支援事業	
	⑥ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	
	① 認知症サポーター等養成事業	
	18 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	
	⑩ 介護サービスの質の向上に資する事業	
	① 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	

				改正後	į (新)					
											
低様式第4様式4											
	平成	年度	包括的	支援事業	(社	会保障3	充実分))実施報 [.]	告書		
舌的支援事業(社会保	2陪在宝分)	(交付)	要綱3(ת(1) (2	·) ((3) の ፈ (の事業)				
		(21)	K (files) C V		_						
実施主体						007					
実施時期 —	①平成 ③平成	年		日から実施日から実施		-+		②平成 : ④平成 :	年 月		ら実施 ら実施
社会保障充実分			,,		T	#無 ## \$5		911%	+ //	п»	
総事業費				円	(4	標準額 4事業の合計額	碩)				Ħ
	事業費		(ア)	(1)	(ウ	(5	I)	(才)	(力)	(+)	(ク)
①在宅医療・介護連 携推進事業		0円	(イ):	等の会議	+	上)の相談窓	口 (才))の相談員等	(力)多職	種研修	(カ)その他の研修
				00			動所	0人		0回	0回
@ 4. 17 - 17 (4. 4.1 18 Me	事業費	-		ディネーター	第1層	協議体	<u> </u>	コーディ	イネーター	第2層	協議体
②生活支援体制整備 事業					+	DISDEX PT	-				
		0円		人0			0箇所	<u> </u>	0,		0箇所
③認知症総合支援事	事業費	_		認知症初期集中	中支援	貸チーム設置	1	認知症地域支援推進員設置			
*		0円					0箇所	ŕ			0箇所
	事業費			地域ケフ	ア個別	会議		地域ケア推進会議			
④地域ケア会議推進 事業		0円					0回]			0回
地域ケア会議推進 業		0円					00	1			0@

		74	(tr.)		ルマ ギ (ID)	
		改正後	え (利)		改正前(旧)	
別紙様式第4様式	<u>¢5</u>				新規様式	
別級	£様式第4様式5					
	平成 年		括支援センターの運営)及び任意事	業の		
514	CAA士福市泰 /1444与		係る事業実施報告書 E意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)	ひく 中の事業)		
Г	5的又接争来(地域也 ———————— 実施主体	品又抜センダーの連呂寺)及びt.	では、	ガイ・ワの争業)		
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			
	実施時期	平成 年 月 日から	実施			
(②主要介護給付等費用	 適正化事業				
	事業名 (事業費)	主要5	事業に係る取り組みの効果検証等			
		①目標に照らした現状の評価				
	認定調査状況 チェック (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理				
		③目標の達成に向けた改善策の検討				
		①目標に照らした現状の評価				
	ケアプランの点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理				
		③目標の達成に向けた改善策の検討				
		①目標に照らした現状の評価				
	住宅改修等の点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理				
		③目標の達成に向けた改善策の検討				
		①目標に照らした現状の評価				
	医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理				
		③目標の達成に向けた改善策の検討				
		①目標に照らした現状の評価				
	介護給付費通知 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理				
		③目標の達成に向けた改善策の検討				
L	3小規模自治体に該当					
1 2	「主要5事業に係る取り	り組みの効果検証等」には、事前の	計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記、 500千円未満の市町村の場合、右欄に〇を記、	しすること。		
,	小規模自治体に該当する	る場合は、②を記入しなくても可。	500千円未満の市町村の場合、右欄に〇を記			

改正後 (新)	改正前(旧)
<u>様式 6</u>	別紙様式4様式4
	様式4(政令第37条の13第3項第2号の規定に該当する市町村)。
別紙様式第4様式6 (旧介護予防・生活支援総合事業を実施する市町村)	al .
不改	平成 年度地域支援事業上限引き上げに係る事業実施報告書
平成 年度旧 <u>介護予防・日常生活支援総合</u> 事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書	d
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由(該当項目にチェック)	1 地域支援事業上限引き上げにかかる理由(申請時の該当項目をチェック)。
□(ア)地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、	□ (ア)地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の両分の三を超えず、□
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。	介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える □ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
□ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、 □介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。	介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
□ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、	□ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を組え、 介護予防・日常生活支援給合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を組える。
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。	a .
2 実績額等について	2 実績額等について
(1) 旧政令第37条の13第 1項で定める上原籍 (2) 事業実績額 うち要支援者に (0 以上の教領を記入。)	(1) 監督第 27 至 20 15 第 1 項(定1) 可变应3 上限模 (2) 事業完積額
(※3) かかる額(※4) (※6)	(※3} .1 参参名額(264) (※6)
地域支援事業 月 月 月	地域支援事業。 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
旧介護予防・日常生 活支援総合事業 月 円 円	女規2合事業の の 月 の 月 の 月
包括的支援事業(地域	包括的支援事業。
包括支援センターの 理営等)及び任意事業	及び任意事業。
	(利益計量必額
(4) 給付見込額 (5) 給付見込額に1%を 円 (0) 給付見込額に1%を 円 (0) (1) 日本生活	(201) 現成工程代額(205) 少級行防・口室生活 東京
(※1) 東じて得た額(※5) 支援数合事業	※1 給付表込徳は、政会第37条の18割2項で規定されるとおり、介護平断・日常生活支援総合支援事業を
(※1) 給付見込額は、IB政令第37条の13第2項で規定されるとおり、IB介護予防・日常生活支援総合支援事業を行	行わないものとすれば介護給付券に要することとなる費用の見込練に基づいて算定すること。
わないものとすれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。 (※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端敷が生じた場合には、これを切	※2 教令前 37条の は前!現で走める上院板の菓走時において、 円木倉の離数が生じた場合には、これを 割り着てること。 以下 ※4 においても同じ。
り捨てること。(以下(※4)においても同じ。)	※3 Z 事 発売検察 は、対令経費発支出額を起入すること。
(※3) (2)事業実績額は、対象経費実支出額を記入すること。 (※4) うち要支援者にかかる額は、(2)事業実績額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績	※4 55男支援者にかかる旗は、 2 事集美複旗中、果支援者の介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績
(※47 フラ女文は名にかから根は、 (47 季果夫様根件、女文は名の旧力政で的・ロネエ治文法和ロ季素にかから夫職 概を記入すること。	額を記入すること。 ※6 6 給付果込額に196を乗じて得た額は、給付果込額に、政会第37次の13第1項で定める上級比率 地址
(※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧数令第37条の13第1項で定める上限比率(地域支	支援事業=百分の3、介護予防・日常生命支援総合事業=百分の2!に百分の1を抑えた此事を飛じて得た額
援事業=百分の3、IB介護予防・日常生活支援総合事業=百分の2)に百分の1 を加えた比率を乗じて得た額か	から、「口」総合第37条の13第1項で定める上機額を差し引いた額を起入すること。
ら、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。 (※6) (3) 差引額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。	※ 6 差別額は、
	保険者名。 。
保険者名	都遵府県□−ト 市区町村□−ト ♀ㅇ

改正後 (新) 改正前(旧) 別紙様式第5 別紙様式第5 別紙様式第5(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。 묵. 別紙様式第5 平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書。 (市町村名)。 平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書 平成 年 月 日 第 号で申請のあった/護(駅剣法(平成9年法律第123号)第122条の2 (市町村名) に基づく平成。年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の通正化に関す。 平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基 第6条第1項の規定により。 づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 る法律(昭和30年法律第179号)(以下通配法)とら。)。 第6条第1項の規定により 第6条第3項の規定により修正のうえ。 和30年法律第179号)(以下適正化法という。) 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、通 第6条第3項の規定により、修正のうえ、 正化決第8条の規定により、動する。。 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化 法第8条の規定により通知する。 平成 年 月 日』 平成 年 月 日 都道府県知事 氏 名 都道府県知事 氏 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇 〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要編とい 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老 う。)の3に定める事業であり、その内容は 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり 第0000000号厚生劣角事務欠官、敵口の腿折地域支援事業交付命交付要網(以下「交付 である。 要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、 2のとおり 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合におい である。.. て、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 2のとおり。 事業に要する経費 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただ、事業の内容が変更された場合に 交付金の額 おいて、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別は厳ロするところによるものとす 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 る。。 事業に要する経費 交付金の額 事業に要する経費 金 円。 介護予防・日常生活支援総合事業 交付金の額 余 円。 旧介護予防·日常生活支援総合事業 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。。 又は旧介護予防事業 円 事業に要する経費 交付金の額」 包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業 円 介護子防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 包括的支援事業及び任意事業 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。 4 交付金の額の確定は、交付要綱の41定める交付額の算定方法により行うものである。。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。... 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。 6 事業に係る事業実践報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。。 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申 取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。 詩の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。。

改正後(新)	改正前(旧)
改正後(新) 別紙様式第5に統合	別紙様式第11(介護子协・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。 ・
	正化法第3条の規定により、かける。 平成 年 月 日。 「おび付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務が、官・動山の別紙「地域支援事業交付金交付要利」(以下「交付要利」という。)の3に定める事業であり、その内容は、「平成 年 月 日第一号申請書記載のとおり、「である。」 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に厳いするところによるものとする。。 事業に要する経費 金 円。
	交付金の額 金 円。 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。。 区 分 事業に要する経費 交付金の額。 介護子防事業 金 円 金 円。 包括的支援事業及び任意事業 金 円 金 円。 4 交付金の額の確定は、交付要額の4に定める交付額の資定方法により行きのである。。 5 この交付金は交付要額の6に割ける事項を条件として交付するものである。。 6 事業に係る事業実践報告は、交付要額の11に定めるところにより行わなければならない。。 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における高正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。。

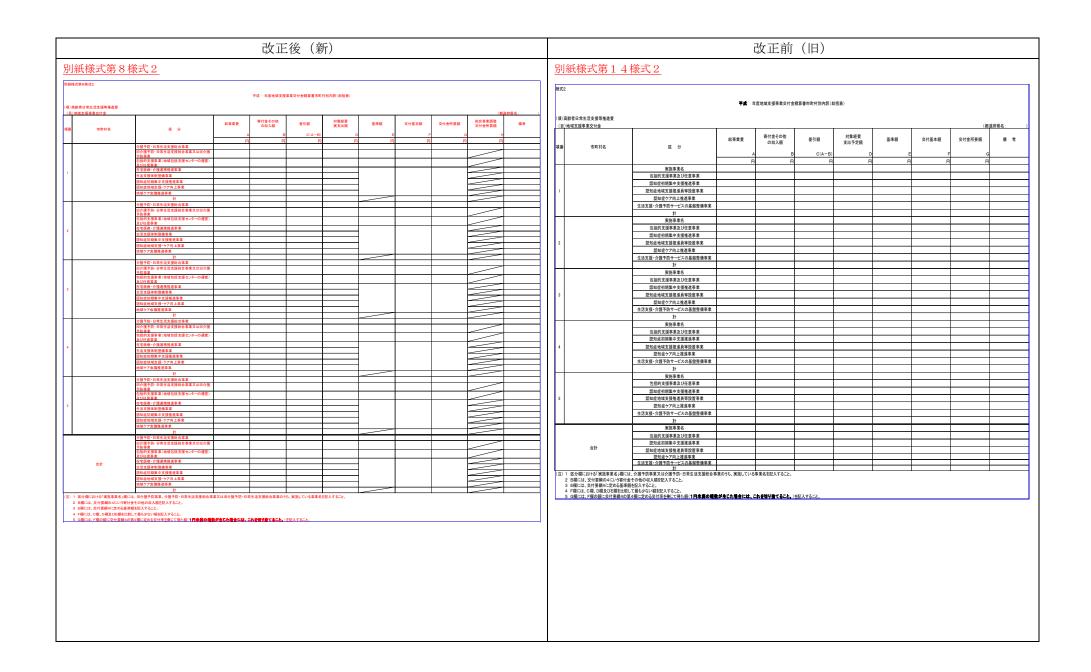
改正後(新) 改正前(旧)		
別紙様式第6	別紙様式第6	
	別紙様式第6(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。	
別紙様式第6	番 号	
平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書	平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書。	
	(市町村名)。	
(市町村名)	d (mental)	
平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 平成 年 月 日 都道府県知事 氏 名 印 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発 発 老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務改官通知の別紙「地域支援事業を付金交付要額」の3に定める事業であり、その内容は 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり である。 2 事業に要する経費 金 円 (内今回増加 (港少) 額 金 円) 交付金の額 金 円 (内今回追加交付 (一部取消) 額 金 円) 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 区 分 事業に要する経費 テ ク付金の額 ク 情景防・日常生活支援総合事業 金 円 内令回追加交付(一部取消) 額 年 日 日介管理加度的目 章 日内管理加度的目 章 日本区域市 中国加度的 中国	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので語如する。 平成 年 月 日 都道府県知事 氏 名 [印] 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官。敵国の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、 「である。 2 のとおり。 2 事業に要する経費 の記の対し、次のとおりである。 事業に要する経費の配分及びごれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 区 分 事業に要する経費 交付金の額。 日、 「内・ 「内・ 「日常生活支援総合事業 金 日・ 金 日・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

改正後 (新)	改正前(旧)		
別紙様式第6に統合	別紙様式第12		
	別紙様式第12(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。		
	# 号』		
	平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書。		
	1 W TOOLS AND A SECTION OF THE PROPERTY OF THE		
	(市町村名)。		
	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。。		
	平成 年 月 日		
	都道府県知事 氏 名 印		
	a L		
	1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要網」の3に定める事業であり、その内容は、 平成年月日第一号申請書記載のとおり、		
	【 2のとおり。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。。		
	全 事業に要する経費 金 円		
	内今回増加(減少)額 金 円。		
	交付金の額 金 円		
	内今回追加交付(一部取消)額 金 円ュ		
	3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりであ ス		
	る。。 区 分 事業に要する経費 交付金の額。		
	介護予防事業 金 円 金 円。		
	内今回看加(減少)額 金 円 計程的支付 (- 額度) 質 金 円		
	包括的支援事業及び任意事業 金 円 金 円。		
	内分回植物(液分)類 金 円 村田町町(一頭前)質 金 円。		
	4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請		
	の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。		

改正後 (新)				改正前(旧)		
-				別紙様式第7		
別紙様式第7			番号	別紙様式第7(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。		
平成	年度地域支援事業交付金	金交付額確定通知書				
				平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書。		
		(市町村名)		at at		
Sec. 4006 6046 85 400456	and the second s		N-96296 W 1000 W 2011 / 1000 E22	(市町村名)		
平成 年 月 日月 事業交付金については、	生労働省発老第 号で 平成 年 月 日			a a		
年 月 日厚生労働省する。	発老第 号をもって交付	額が別表のとおり確定さ	されたので通知	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援 事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成		
なお、確定の結果不足の	なる金額については、別			年来交付金については、干成 年 月 日 第 号甲来美額報告に至って、干成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおい確定されたので通知		
超過交付となった金額に1和30年法律第179号)第				する。。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また。		
ことを命ぜられたので併せ	て通知する。			超過交付となった金額については、補助金等に係る子算の執行の適正化に関する法律(昭		
				和30年法律第179号)第18条第2項の規定により 平成 年 月 日までは返還する ことを命ぜられたので併せて通知する。。		
平成 年 月 日			Ti	a a		
	都道	前県知事 氏 名	即	平成 年 月 日。		
(別表)			Ý.)	都道府県知事 氏 名 印		
平成	年度地域支援事業交付金	金交付額確定内訳書		40000000000000000000000000000000000000		
			市町村名	a a		
	確定額	追加交付額	返還を要する額	.1 ZBd+X		
	_	_		(別表)		
地域支援事業交付金	А	P	H	平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書。		
介護予防·日常生活支援	1 865	B	円	<u>市町村名</u> 。		
介護予防・日常生活支援 合事業	m m	1.7				
合事業 旧介護予防・日常生活支	授	5 36	-	確定額。 追加交付額。 返還を要する額。		
合事業 旧介護予防・日常生活支 総合事業又は旧介護予 内 事業	援 円	5 36	В			
合事業 旧介護予防・日常生活支 総合事業又は旧介護予 事業 包括的支援事業(地域	援防円	А	0.11	確定額。 追加交付額。 返還を要する額。 地域支援事業交付金。 円。 円。 円。		
合事業 旧介護予防・日常生活支 総合事業又は旧介護予 事業 包括的支援事業(地域 括支援センターの運営 び任意事業	包)及 円	5 36	PI PI	地域支援事業交付金。 円. 円. 円. 円. 介護予防・日常生		
合事業 旧介護予防・日常生活支 総合事業又は旧介護予 事業 包括的支援事業(地域 括支援センターの運営	包)及 円	P	0.11	地域支援事業交付金。 円. 円. 円.		

改正後(新)	改正前(旧)		
別紙様式第7に統合	別紙様式第13		
	別紙様式第13(介護子防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。		
	₩ 号		
	H 24		
	平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書。		
	al .		
	(市町村名)。		
	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。」 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る子質の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せで通知する。		
	a a		
	平成 年 月 日		
	都道府県知事 氏 名 印		
	d.		
	(別表)。		
	平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書。		
	<u>市 町 村 名</u> 。		
	確定額。 追加交付額。 返還を要する額。		
	地域支援事業交付金。		
	介護予防事業。		
	訳 包括的支援事業		
	at the state of th		

改正後 (新) 改正前(旧) 別紙様式第8 別紙様式第14 (略) (略) 別紙様式第8様式1 別紙様式第14様式1 平成 皮地域支援事象交付金所要顧問書市町村別内駅(総括表) 平成 度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内駅(総括表) (項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)地域支援事業交付金 当初交付申請公文書 寄付金その他 の収入額 対象経費 支出予定額 基準報 交付基本額 交付金所書稿 総合事業調整 交付金所要額 调考 2557 差引級 対象経費 支出予定額 由影材名 寄付金その他 の収入額 松事業費 差引額 基準額 交付基本額 交付会所要額 実施事業名 包括的支援事業及び任意事業 認知症初期集中支援推准事業 認知症地域支援推進員施設营事業 認知症ケア向上推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 日介援予防・日常生活支援総合 中半入 14 元 度予助事業 以採的支援事業 (地域包括支援センターの7 宝饰高章名 包括的支援事業及び任意事業 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援推進員等設置事業 認知症ケア向上推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 実施事業名 包括的支援事業及び任意事業 在宅医療·介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援推進員等設置事業 認知症ケア向上推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 実施事業名 包括的支援事業及び任意事業 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援推進員等設置事業 認知症ケア向上推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 実施事業名 3介護予防・日常生活支援総合導 夏予防事業 以採的支援事業(地域包括支援も 包括的支援事業及び任意事業 認知症初期集中支援推准事業 認知症地域支援推進員等設置事業 認知疫机關集中支援推進事業 認知症ケア向上推進事業 ケア会議推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 室施高章名 包括的支援事業及び任意事業 認知症初期集中支援推進事業 会計 生活支援体制整備事業 認知症初期集中支援推進事業 合計 認知症地域支援推進員等設置事業 認知症ケア向上推進事業 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 計 (注) 1 区分様における「実施事業名」様には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。 1 以外部に対する「実施等をも、他には、の内容での事業、力量でか、日本立意支援的を要求と目からます。 2 他には、大学の機能やは一切では、他の内容である。力量である。 3 他には、大学の機能やは一切では、大学の他の人が最近人である。 4 年間には、この、回路にの最近に対している。 5 年間には、この、回路にの最近に対している。 5 年間には、この、回路にの場合と関係している。 5 年間には、この、回路にの場合と関係している。 5 年間には、この、回路にの場合と関係している。 5 年間には、この、日本に対している。 5 年間には、「日本に対している」というでは、日本に対している。 5 年間には、「日本に対している」というでは、「日本に対している」というは、「日本に対している」というは、「日本に対している」といる。」というは、「日本に対している」というは、「日本に対している」というは、「日本に対し、「日本に対している」というは、「日本に対している」といっしいる 2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。 3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。 4 F欄には、C標、D欄及びE開を比較して最も少ない額を記入すること。 5 G欄には、F欄の腕に交付要馴の弦右欄に定める交付率を乗じて得た額(1円来籍の機能が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。



改正後(新)	改正前(旧)
以下様式削除	別紙様式第2様式2の(2)
	様式2の(2)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)
	平成 年度任意事業実施計画書
	任意事業(交付要綱3の(1)のウの事業)
	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業 で
	実 施 主 体
	実施期間平成年月日~平成年月日
	事 乗 費 円
	具体的な事業
	名、事業内容
	及び事業費
	(注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜エの該当する事業の記号に 「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱 等関係書類を添付すること。
	2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
	3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、アーエの各事業における具体的な取組毎に 記入すること。
	4 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入 すること。
	保険者名
	都道府県コード 市区町村コード C-D

改正後(新)			改正前(旧)		
	別紙様式第二	2 様式 3			
	(中国 C.) (1) (1) 中国 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
			度介護予防・日常生活支援場合事業 の無機をお願いたのの事を明に着って事を		
		ファルス では、			
		N S T	(計) 學支援委會計畫數	(イ・二次下数事業対象を同行事業	
		* * * *	Ą		
		同事業を予 用的 化等で可能したと 見なしと発音な子が成			
		平共共享管			
		泰 田 済 御 (共行物 北京安告、 事務 内部支近事 (教育を記入)			
		事業 的基本的事業費等化配入)			
			ケアマネジメント事業		
		N # W	(アト 根末機能を行る機	(イ・二次学院事務対象を同び事務	
		* * * *	я		
		日本章 を介護的が第三回路したと 見切し 上本章 の予修師			
		RAIG ENTICTION	·		
		表 由 終 都 (共計論 拉斯斯佐。 事務內容及心際訓練等也但人)			
		海田 内型及公路 京教 等企业人 }			
		※明 有介書を終るの 時でおける (ア) 単す部	野自作品等に関する最及研究の数等について		
			平点 年票 平点 。		
		母 東接地 人名伊朗斯 平等 東京第 天人 省家	*	A A	
		# A	N N	N h	
			" '&#F.</td><td>1 1 1</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>6 「関係要との規模化等を見違し」とと表示 見述んでいる事実機器にかかる程度につい 記入すること。</td><td>し 6場合を予修院、 の間に ついて後、介任刊 て、智以序論 5件りないものと すれば、介護</td><td>行・日本生活会を担心事業で 動作者に終することとなる美用の概念</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>a 「事業如果者」任義史制者、二次不實事</td><td>衛 発酵者、それぞれ事業に参加する見及の選</td><td>人般を作用すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>、現在内容及6年前費等を協議に犯入するこ で連択を思い場合となる数字数・3分子を表</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>を利用した深入型を世間して下さい。深急し の最大機能の人型仕間し数字を登録して下さ</td><td>ていない場合を配用化不断です。をた、平成 い。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>関係の参加で明めした場合は、2 参加で図の参加 20年間の本年間で表現人を整と、2の参加で記録</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>HARP I - F</td><td>市国(村□ ←) C-0</td><td></td></tr></tbody></table>		

改正後(新)	改正前(旧)		
	別紙様式第4様式2の(3)		
	株式との(3)(CT展で防・日本生活を機能合本表で実施するnmi+f)		
	平成 年度事業実施報告書		
	任理事業(文件要請38(1)の立の事業		
	介護神院支護日3会 の49第1項に基づく 高書 1 至治及者・介護中的サービスの基施を標準素		
	表 主 休 表 本 和 同 TA 年 3 日 ·· TA 年 3 日		
	事業費 円 (英統1回報 円)		
	具体的 2 年級 名、申集 内容 及び申录表		
	(注) 1 「介質探疫失済115条の45第3項に基づく事業」は、アペエの設置する事業の記号に「①」を付けること。また、アペウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、果構 情報経過であれますること。 2 「事業費」には、対象を複数支出項を記入し、「実施計画報」には、実施計画時の類(対象 経数文単 ア次報)を記入すること。 2 「具本明以事業名、実施内容及び事業費」には、アペエの各事業における具体明以承担条に記入すること。 4 「具体的以事業名、事業内容及び事業費」に各業名を記載する際、事業を発配している場合は、() 書きで、要託をを記入すること。 5 「具本明以事業名、事業内容及び事業費」に各集内容を記載する際、具体明かつ前漢に記入すること。 6 「具本明以事業名、事業内容及び事業費」に各集内容を記載する際、具体明かつ前漢に記入すること。 7 「具本明以事業名、事業内容及び事業費」に各集内容を記載する際、具体明かつ前漢に記入すること。 6 「具本明以事業名、不能内容及び事業費」に各集内容を記載する際、実施額の終るに()		
	保険者名 お進府リコ・ド 中区町付コ・ド CD		

改正後(新)	改正前(旧)
	別紙樣式4樣式3
	様式 3 (介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市助村)
	平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告書
	介護保険法第15条の45第2者に基づく事業
	予物サービス事業及び生活支援サービス事業
	対 急 者 (プ) 長文技を向け事業 (イ) 二次予防事業対象を向け事業
	事業免計 円 円
	回事業を分類総件等で実施したと 仮定した場合に認定される責用の課
	事業対象者 人 人
	事 景 詳 语 (現地の意義ら、 事的/習及 (學養養を記入)
	ケアマホジメント事業
	対 意 者 (字)要支援者向け事業 (イ)二次予防事業対象者向计事業
	事業衰計 円 円
	同事実を介護給付等で実施したと 仮定した場合に設定される責用の課
	事業群福 (無核的改革集合。 事務内容及び事業責命を配入)
	※第 期分類(税)等等計画に対ける(ア)要支援器向け事業に関する対象者効の推移について
	平成 年辰 平成 年辰
	収支担見込者総数 人 人 人 本審集対象者数 人 人 人
	# 6 % %
	(注) 1 事業費は、対意程度不対応限を記入すること。
	2 「南美東や介護総計布で発生したと伝統した情報といる最初の第1の第1ついては、分類形成・日本を元女技会を集て見込んでいる最大技術にかかる経費について、監察事業で行わないものとすれば、分類総計等に関することとなる責用の思想を配入すること。
	3 「事業対象者」は要支援者、二次予防事業対象者、それぞれ事業を利用した第人数を記載すること。
	 事業詳細には、歌組毎に異妙的な事業合、実施内容及び事業要等を指揮に起入すること。 要文理者に関する見込み者数の推移は、平成24年度、35年度に介護予防・日本生活支援総合事業を実施した場合は、各事業年度の事業を利用した成人放生を置して下るい。実施していない場合は起催して不満いず、また、平成30年度の本事実対象者改と、3の事業対象者の言文を思める以前に以びを定義して下るい。
	文法者の人駅は向し駅子を配着して下さい。 (保険者名) 「おっぱい おびを対コード のじを対コード のじを対コード 0-0

改正後 (新)	改正前(旧)
	別紙様式第8様式2の(2)
	様式2の(2) (介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)
	平成 年度 任意事業実施計画書
	任意事業(交付要綱3の(2)のウの事業)
	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業 ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業
	実 施 主 体
	実施期間平成年月日~平成年月日
	事業費門
	具体的な事業
	及び事業費
	(注)
	1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜エの該当する事業の記号に 「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱 等関係書類を添付すること。
	2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
	3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア〜エの各事業における具体的な取組毎に 記入すること。
	4 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。
	保険者名
	都道府県コード 市区町村コード C・D

改正後 (新)	改正前(旧)		
	別紙様式第10様式2の(3)		
	様式2の(3)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)		
	平 成 年 度 事 業 実 施 報 告 書		
	任意事業 (交付要綱3の (2) のウの事業)		
	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業 ア 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業		
	実 施 主 体		
	実 施 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	事業費 円 (実施計画額 円)		
	具体的な事業 名、事業内容		
	及び事業費		
	(注)		
	1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜エの該当する事業の記号に 「○」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要額 等額係書願を活付すること。		
	2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額(対象 経費支出予定額)を記入すること。		
	3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア〜エの各事業における具体的な取組毎に 記入すること。		
	4 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合 は、() 書きで、委託先を記入すること。		
	5 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入 すること。		
	6 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに() 書きで、実施計画時の額(対象軽費支出予定額)を記入すること。		
	保険者名		
	都道府県コード 市区町村コード C·D		

【改正後全文】

厚生労働省発老第0523003号

平成20年5月23日

最終改正:厚生労働省発老0301第4号

平成28年3月1日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく交付金の交付については、別紙「地域支援事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知について、ご配慮願いたい。

地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び趣旨)

2 この交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は次の(1)、(2)及び(3)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
 - ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に基づき、平成 18 年 6 月 9 日老 発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下 「実施要綱」という。)別記 1 の第 2 の 1 により市町村が行う事業(以下「介護 予防・日常生活支援総合事業」という。)
 - イ 法第 115条の 45 第 2 項各号及び法第 115条の 48 に基づき、実施要綱別記 4 及び 5 により市町村が行う事業(以下「包括的支援事業」といい、このうち法第 115条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までを「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)」とし、同項第 4 号から第 6 号及び法第 115条の 48 に掲げる事業を「包括的支援事業(社会保障充実分)」という。)

- ウ 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 6 により市町村が行う事業(以下「任意事業」という。)
- (2) 旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
 - ア 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第115条の45第1項第1号及び同項第2号並びに第2項各号に基づき、実施要綱別記2により市町村が行う事業(以下「旧介護予防・日常生活支援総合事業」という。)
 - イ 包括的支援事業
 - ウ 任意事業
- (3) 旧介護予防事業を実施する市町村
 - ア 旧法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づき、実施要綱別記 3 により市町村が行う 事業(以下「旧介護予防事業」という。)
 - イ 包括的支援事業
 - ウ 任意事業

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 3の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定 省令により市町村ごとに算定された額(以下「総合事業調整交付金」という。) を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じ た場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (2) 3の(2)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額(旧介護予防・日常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することとなる費用の予想額。)に0.03を乗じて得た額とするが、介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成27

年政令第269号)第2条の規定による旧政令第37条の13第3項各号に該当する 市町村にあっては、次に定める額とすることができる。

- (ア) 給付見込額に 0.015 を乗じて得た額が 300 万円に満たない市町村(以下「小規模市町村」という。)が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円 とした場合にあっては、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額に 300 万円を加えた額とする。
- (イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額 を超える場合(厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、(ア)の 適用を受けるものを除く。)にあっては、給付見込額に 0.04 を乗じて得た額を 超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。
- イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額 とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを 切り捨てるものとする。
- (3) 3の(3)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防事業と包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額(介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令第2条の規定による旧政令第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。)に0.03を乗じて得た額(給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額)とする。
 - イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額 とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを 切り捨てるものとする。
- (4) 年度途中から3の(1)に掲げる市町村となる場合は、次により算出するものとする。
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、年度途中から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業と併せて旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業を実施することになるため、この場合の第2欄に定める基準額は、第1欄に定める区分が介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を使用し、第3

欄に定める対象経費は、介護予防・日常生活支援総合事業、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額の合計額(以下「介護予防・日常生活支援総合事業等合計額」という。)とする。

- イ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない場合は、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ウ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超える場合は、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額から優先して調整することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない額とした上で、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常	以下の①又は②に掲げる額	介護予防・日常生活支援	20/100
生活支援総合	のうちいずれか高い額	総合事業に必要な報酬、給	
事業	① アに掲げる額からイに掲	料、職員手当等、共済費、	
	げる額を控除して得た額	賃金、報償費、旅費、需用	
	ア 介護予防・日常生活支	費、役務費、委託料、使用	
	援総合事業(年度途中の	料及び賃借料(介護予防の	
	実施も含む。)の事業開	ための器具等をレンタル又	
	始の前年度の予防給付費	はリースする場合は、購入	
	額(介護予防訪問介護、	する場合の単価が10万円以	
	介護予防通所介護、介護	下のものに限る。)、備品	
	予防支援に係るものに限	購入費(介護予防のための	
	る。)並びに旧介護予防	器具等を購入する場合は、	
	日常生活支援総合事業	単価10万円以下のものに限	
	費額及び旧介護予防事業	る。)、負担金、補助金	
	費額の合計額に当該市町	なお、給料、職員手当等	
	村の75歳以上高齢者の伸	及び共済費については、介	
	び(注)を乗じて得た額	護予防・生活支援サービス	
	イ 当該年度の予防給付費	事業のうち、訪問型サービ	
	額(介護予防訪問介護、介護	スC及び通所型サービスC	

予防通所介護、介護予防支援に従事する保健師に係る経 に係るものに限る。)

費を除く。

- ② アに掲げる額からイに掲 げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支 援総合事業(年度途中の 実施も含む。) の事業開 始の前年度の予防給付費 額並びに旧介護予防・日 常生活支援総合事業費額 及び旧介護予防事業費額 の合計額に当該市町村の 75歳以上高齢者の伸び(注)を乗じて得た額 イ 当該年度の予防給付費 額
- (注) 10月1日時点の住民基 本台帳における75歳以上高 齢者数の当該年度を除く直 近3か年の平均伸び率

ただし、平成27年度から平 成29年度までは、以下の③又 は④に掲げる額のうちいずれ か高い額を基準額とすること ができる。

③ アに掲げる額からイに掲 げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支 援総合事業 (年度途中の 実施も含む。) の事業開 始の前年度の予防給付費 額(介護予防訪問介護、 介護予防通所介護、介護 予防支援に係るものに限 る。)並びに旧介護予防

- 日常生活支援総合事業 費額及び旧介護予防事業 費額の合計額に1.1を乗 じた額
- イ 当該年度の予防給付費 額(介護予防訪問介護、 介護予防通所介護、介護 予防支援に係るものに限 る。)
- ④ アに掲げる額からイに掲 げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支 援総合事業 (年度途中の 実施も含む。)の事業開 始の前年度の予防給付費 額並びに旧介護予防・日 常生活支援総合事業費額 及び旧介護予防事業費額 の合計額に1.1を乗じて 得た額

イ 当該年度の予防給付費 額

なお、市町村における総合 事業の円滑な実施に配慮し、 対象経費の支出予定額が基 準額を超える場合は、個別協 議を実施し、厚生労働大臣が 特に必要と認める場合に限 り、その額に置き換えること ができる。

旧介護予防•日 常生活支援総 合事業

給付見込額に 0.02 を乗じ て得た額とする。

ただし、旧政令第37条の 13 第 3 項各号に該当する市 町村にあっては、次に定める、報償費、旅費、需用費、 額とすることができる。

旧介護予防・日常生活支 25/100 援総合事業又は旧介護予防 事業に必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金 役務費、委託料、使用料及

- ① 小規模市町村が、包括的 び賃借料(介護予防のため 支援事業及び任意事業の 基準額を300万円とした場一スする場合は、購入する 合は、給付見込額に 0.015 場合の単価が 10万円以下 を乗じて得た額とする。
- ② 旧介護予防・日常生活支 入費 (介護予防のための器 援総合事業に要する費用 の予想額が給付見込額に 0.02 を乗じて得た額を超 える場合(厚生労働大臣が 特に必要と認める場合に 限るものとし、①の適用を【次予防事業のうち、通所型 受けるものを除く。) にあ 介護予防事業及び訪問型介 っては、次に定める額とす|護予防事業(旧介護予防・ る。
 - ⑦ 地域支援事業に要す 得た額を超えない場合 援事業及び任意事業に 要する費用の額を控除 して得た額とする。
 - ② 地域支援事業に要す る費用の予想額が、給付 見込額に0.03を乗じて 得た額を超える場合は、 給付見込額に0.03を乗 じて得た額を超えない 範囲で、厚生労働大臣が 相当と認める額とする。

の器具等をレンタル又はリ のものに限る。)、備品購 具等を購入する場合は、単 価10万円以下のものに限 る。)、負担金、補助金

なお、給料、職員手当等 及び共済費については、二 日常生活支援総合事業を行 う場合にあっては、二次予 る費用の予想額が、給付し防事業対象者に対する予防 見込額に 0.03 を乗じて サービス事業のうち、通所 型予防サービス及び訪問相 は、当該額から包括的支 談・指導) に従事する保健 師に係る経費を除く。

旧介護予防事 業

給付見込額に0.02を乗じ て得た額とする。

ただし、小規模市町村が、 包括的支援事業及び任意事 業の基準額を300万円とした 場合は、給付見込額に0.015 を乗じて得た額とする。

包括的支援事 援センターの 事業

平成 26 年度の包括的支援 | 包括的支援事業及び任意事 | 3 9 / 1 0 0 業 (地域包括支事業及び任意事業の上限額 に当該市町村の65歳以上高 員手当等、共済費、賃金、 運営)及び任意 齢者数の伸び(注)を乗じて 報償費、旅費、需用費、役 得た額とする。平成28年度 | 務費、委託料、使用料及び 以降は前年度に算定した基 準額に当該市町村の65歳以 ★ 補助金、扶助費 上高齢者数の伸び(注)を乗 じて得た額とする(以下「原 則の上限額」という。)。

> なお、以下の(ア)と(イ)の 両方の取組を推進する市町 村については、上記の計算式 に代えて次の計算式により 基準額(下記の①と②の合計 額。以下「特例の上限額」と いう。)を算出することを可 能とする。一部事務組合及び 広域連合においては、構成 市町村ごとに計算した額

> の合計額を基準額とする(平 成27年度から29年度までに 原則の上限額又は特例の上 限額を選択可。)。

> (ア) 少なくとも介護給付適 正化の主要5事業(介護保 険法施行令附則第8条第 1項の規定に基づき、厚生

業に必要な報酬、給料、職 賃借料、備品購入費、負担

労働大臣が定める主要介 護給付等費用適正化事業 (平成20年厚生労働省告 示第31号)に掲げる事業 をいう。)を全て実施して いること。

- (イ)介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。
- ※ 平成 26 年度の包括的支援 事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村 は(ア)の要件を満たさな くても可。
- ① 地域包括支援センターの 運営

25,000 千円 に 当該市町 村の65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果 が12,500 千円以下の場合 は12,500 千円とする。

② 任意事業の実施 930円に当該市町村の65歳 以上高齢者数を乗じて得 た額

なお、特例の上限額の範囲 内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は ①により算出される額を超えても差し支えない。一方、 任意事業の実施に係る費用 は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えては ならない。

(a) ②により算出される

	<i>安</i> 石	
	額 (b) ①及び②の合計額を	
	基準額として選択した	
	年度(=移行年度)の前	
	年度の任意事業実績額	
	×当該市町村の 65 歳以	
	上高齢者数の伸び率	
	(注) 10月1日時点の住民基	
	本台帳における 65 歳以上	
	高齢者数の当該年度を除	
	く直近3か年の平均伸び	
	率	
包括的支援事	以下の①から④の算定式	
業(社会保障充	の合計額を「標準額」とし、	
実分)	これを基本として、各市町村	
	の実情に応じて算定した額	
	で厚生労働大臣が認める額	
	とする。	
	なお、現に実施されていな	
	い事業については標準額に	
	含めることはできない。	
	① 実施要綱の別記5の1に	
	掲げる在宅医療・介護連携	
	推進事業	
	・(a)及び(b)の合計額	
	(a)1,058 千円	
	(b)3,761 千円×地域包括	
	支援センター数(注)	
	② 実施要綱の別記5の2に	
	掲げる生活支援体制整備	
	事業	
	 ・第1層 (市町村圏域) 8,000	
	千円	
	''' ※ ただし、指定都市の場合	
	は、当該額に行政区の数、	
	一部事務組合及び広域連	
	IP T 切型日及U A	

- 合の場合は、当該額に構成 市町村の数を乗じること とする。
- ・第2層(日常生活圏域)4,000千円×日常生活圏域数(法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ)の数
- ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。
- ③ 実施要綱の別記5の3に 掲げる認知症総合支援事業
- ·認知症初期集中支援事業 10,266 千円
- ※ ただし、指定都市の場合 は、行政区の数、一部事務 組合及び広域連合の場合 は、当該額に構成市町村の 数を乗じることとする。
- ・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802 千円
- ※ ただし、一部事務組合及 び広域連合の場合は、当該 額に構成市町村の数を乗 じることとする。
- ④ 実施要綱の別記5の4に 掲げる地域ケア会議推進 事業
- ・1,272 千円×地域包括支援 センター数(注)
- (注) 法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援 センターをいう。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
 - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
 - (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都 道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのう え、別紙様式第8により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提 出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働 大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等 を行う場合には、次により行うものとする。
 - (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都 道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのう え、別紙様式第8により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に 提出するものとする。
 - (2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。
 - (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を 都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8の(1)のア による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出 するものとし、厚生労働大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として2月 以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
 - (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道 府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定 の変更を含む。)があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 5 又は別紙様式第 6 により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を 都道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日 までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、翌年度6月末日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、翌年度6月末日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道 府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定が あったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 7 により、速やかに確定の通知を行う ものとする。

(交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第1

平成 年度地域支援事業交付金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

										(16.	<u>万公共凹体石)</u>
	玉			地	方	公	共	団	体		
			虎	表	λ		歳		出		
歳 出 予 笪 科 日	交付決定の額	交 付 座						うち交付金		うち交付金	備考
W H 1 57 11 H	2 17 %	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	+n 1/ +r	支出済額	+- 14 +-	
								相当額		相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
1											

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣 殿

市町村長	
広域連合代表	印
組合長	

平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	交付金申請	額	金		円
	(内訳	介護予防·日常生活支援	総合事業	金	円)
		又は旧介護予防事業		金	円
		包括的支援事業(地域包	括支援センターの	運営)	
		及び任意事業		金	円
		包括的支援事業(社会保	障充実分)	金	円丿

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- (5) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施 計画書(様式1の(1)別添1)
- (6) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上 限額適用に係る事業実施計画書(様式4)

旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

(7) 平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施 計画書(様式5)

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額	交付基本額	交付金所要額 G	 考
1 介護予防·日常生活支援総合事業	円	H	円	円	円	円	円	
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問介護相当サービス								
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
1 訪問型サービスB(住民主体による支援)								
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス) オ 訪問型サービスD(移動支援)								
力その他								
(2)通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 通所介護相当サービス								
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)								
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)								
オ その他								
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 栄養改善を目的とした配食								
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等								
エ その他								
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5)審査支払手数料								
(6)高額介護予防サービス費相当事業等								
(7)一般介護予防事業								
ア 介護予防把握事業								-
イ 介護予防普及啓発事業								-
ウ 地域介護予防活動支援事業								
エ 一般介護予防事業評価事業								
オ 地域リハビリテーション活動支援事業								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(力)地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
(3)認知症初期集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及び巨欄を比較して最も少ない顔を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の機数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C.D	

個別協議の有無	総合事業調整交付金
 総合事業 	③ 調整基準標準事業費額
	H
② 包括的支援事業(社会保障充実分)	④ 総合事業調整交付金所要額
	Ħ

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)

実施主体		ОО市				
実施時期		年 月 日から実施				
対象経費支	出予定額	円				
上限額						
(1) 原貝	川の上限額	円				
(2) 選択	可能な上限額(給付全体)	円				
(3) (1)0	010%特例選択	円				
(4) (2)0	D10%特例選択	円				
上限超過の	理由(以下の理由に該	亥当する箇所に〇を付け、具体的な内容を記載すること)				
	介護予防に効果的な	プログラムを新たに導入等				
	介護予防や生活支援	長サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等				
	小規模市町村で通い	の場の新たな整備等				
	その他					
内容(具体的に記載)						

- ※上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
- ※上限超過の理由として、該当箇所に〇を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
- ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
- ・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。
- ・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E 円	F P	G 円	
旧介護予防・日常生活支援総合事業	' '	' '	"	1,	1,	,,	' '	•
(1)要支援者向け事業								
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
イケアマネジメント事業								
ウ評価事業								
(2)二次予防事業対象者向け事業								
アニ次予防事業対象者の把握事業								
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
ウ ケアマネジメント事業								
エ 評価事業								
(3)一次予防事業対象者向け事業	+		+					
	+		+					<u> </u>
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(4)審査支払手数料								
(5)総合事業費精算金								
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								•
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								1
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			Ī					
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(力)地域自立生活支援事業								
小 計(1+2)								
包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療·介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
(3)認知症初期集中支援推進事業			Ī					
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(**1円未満の増数が生じた場合には、これを切り捨てること。**)を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C·D	

給付見込額	
Ħ	
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有続	無

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E 円	F 円		
1 旧介護予防事業								
(1)二次予防事業								
ア 二次予防事業の対象者把握事業								
イ 通所型介護予防事業								
ウ 訪問型介護予防事業								
工 二次予防事業評価事業								
(2)一次予防事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(3)総合事業費精算金								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(力)地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
(3)認知症初期集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の増数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額 包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C·D	·

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のウの事業)

_		1							
介	誰保除	法第115	アー介護給付等費用適正化事業						
介護保険法第115 条の45第3項に基 づく事業			イー家族介護支援事業						
	丶 尹未	:	ウ その他の事業						
	実施主	E体		OO市					
実施期間			平成 年月日~平成	年 月 日					
	事業費	Ī	Ħ						
事業名 (事業費)		業名 業費)	事業内容	実施目標					
	(円)							
	(円)							
	(円)							
	(円)							
	(円)							

(注)

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「事業名(事業費)」には、様式2別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 4 「事業内容」には、ア~ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 5 「実施目標」には、ア〜ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催
	⑨ 認知症高齢者見守り事業
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業
	① 介護者交流会の開催
	① 介護自立支援事業
	③ 介護用品の支給
その他の事業	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 福祉用具・住宅改修支援事業
	⑥ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	① 認知症サポーター等養成事業
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑩ 介護サービスの質の向上に資する事業
	② 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

別紙様式第2様式3

平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分) (交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイの事業)

実施主体	ОО市									
実施時期	①平成	年	月	日から実施		(②平成 4	年 月	日から	実施
关	③平成	年	月	日から実施		(④平成 ⁴	年 月	日から	実施
社会保障充実分 総事業費				円	標 ² (4事業 <i>0</i>					Ħ
	事業費		(ア)	(1)	(ウ)	(エ)	(才)	(カ)	(+)	(ク)
①在宅医療·介護連 携推進事業			(1)	等の会議	(オ)の相談	窓口 (才)	の相談員等	(力)多職種	研修(オ	り)その他の研修
1万1世世尹末		0円		0回		0箇所	0人		0回	00
	事業費			第	1層		第2層		2層	
②生活支援体制整備	争耒貸		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体	
事業		0円		0人		0箇所	;	0人		0箇所
	事業費			認知症初期集中	支援チーム語	造置	認知症地域支援推進員設置			設置
③認知症総合支援事業		0円	0箇所			所 0箇所			0箇所	
	事業費		地域ケア個別会議					地域ケア	推進会議	
④地域ケア会議推進 事業		0円	0@			0回	00			0回
総事業費が標準額を 超過する主な理由					_		_	_		

(注)

- 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)については、実施要綱の事業内容(ア)から(ク)とする。 右欄には実施の場合はO、未実施の場合は \times を記入すること。
- 3 「社会保障充実分総事業費」が「標準額(4事業の合計額)」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な 理由」に記入すること。

別紙様式第2様式4

平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の 特例上限額適用に係る事業実施計画書

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・「

実	施主体				OC)市			
1	介護予防・日常生活	个護予防・日常生活支援総合事業の実施							
	実施時期	平成	年	月	日から実施				
2	主要介護給付等費用	適正化事	業						
	事業名 (事業費)		1	事業内容	7	実施目	標		
	認定調査状況 チェック (円)								
	ケアプランの点検 (円)								
	住宅改修等の点検 (円)								
	医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)								
	介護給付費通知 (円)								
3	小規模自治体に該当	i							

(注)

- 1「(事業費)」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 3 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針(平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。
- 4 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に〇を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

1	旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由(該当項目にチェック)
] (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
	旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
	③(イ)地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
	旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない
	「ウ)地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、

旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 事業実施計画額等について

	(1)旧政令第37条の13第 1項(※1)で定める上限 額(※2)	(2)事業実施計画額(※3)	うち要支援者に かかる額(※4)	(3)引上額((2)-(1)) (0以上の数値を記入。) (※6)
地域支援事業	円	P	9 — —	円
旧介護予防・日常生 活支援総合事業	Я	F	9 P	Р
包括的支援事業(地域 包括支援センターの 運営等)及び任意事業	Р	F	9	
(A) (A) [] [] (A)	(5)	W// B 3 65/2 10/4	地域支援事業	円
(4) 給付見込額 (※ 1)	円	給付見込額に1%を じて得た額(※5)	日介護予防・日常生活 支援総合事業	Ħ

- (※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されるとおり、旧介護予防・日常生活支援総合支援事業を 行わないものとすれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。
- (※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。(以下(※4)においても同じ。)
- (※3) (2) 事業実施計画額は、対象経費支出予定額を記入すること。
- (※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実施計画額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実施計画額を記入すること。
- (※5) (5) 給付見込額に 1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限比率 (地域支援事業=百分の 3、旧介護予防・日常生活支援総合事業=百分の 2) に百分の 1 を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。
- (※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保険者	名			
都道府県コード		上	c.D	

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣 殿

市	町	村	長		•
広均	或連	合什	表	印	
組	合	}	長		

平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加	口交付(一部取消)申請額	金	円(
	内訳	交付金既交付決定額	金	円)
		変更後交付金所要額	金	用

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一部 取消)申請額 (B)—(A)
地垣	找支援事業交付金	円	円	円
	介護予防·日常生活支援 総合事業			
	旧介護予防·日常生活 支援総合事業			
内	旧介護予防事業			
17.	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業			
	包括的支援事業 (社会保障充実分)			

- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更に要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保険者	名			
都道府県コード		市区	C·D	

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣殿

市 町 村 長 広域連合代表 印 組 合 長

平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

全事業共通

- 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 平成 年度任意事業実施報告書(様式3)
- 4 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4)
- 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- 6 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1の(1)別添)
- 7 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上 限額適用に係る事業実施報告書(様式5)

旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

8 平成 年度旧介護予防・日常生活支援事業の上限額引き上げに係る事業実施報告 書(様式6)

保険者	名						
都道府県⊐	<u>_</u> ,	市区	C•D				

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額	交付基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額 H	交付金 受入済額 I	差引過不足額 I-G 超過額 J 不足額 K	備	考
1 介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	Ħ	円	F	l P	円	円	H H		
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)												
ア 訪問介護相当サービス												
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)												-
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)												
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)												-
オ 訪問型サービスD(移動支援)												
カその他												-
(2)通所型サービス(第1号通所事業)												
ア 通所介護相当サービス												
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)												
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)												
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)												
オ その他												
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)												
												-
ア 栄養改善を目的とした配食												
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応												
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等												
エその他												
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)												
(5)審査支払手数料												
(6)高額介護予防サービス費相当事業等												
(7)一般介護予防事業												
ア 介護予防把握事業												
イ 介護予防普及啓発事業												
ウ 地域介護予防活動支援事業												
工 一般介護予防事業評価事業												
オ 地域リハビリテーション活動支援事業												
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業							_					
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
(ア)成年後見制度利用支援事業												
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
(エ)認知症サポーター等養成事業												
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
(カ)地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業(社会保障充実分)												
(1)在宅医療・介護連携推進事業												
(2)生活支援体制整備事業												$\overline{}$
(3)認知症初期集中支援推進事業												
(4)認知症地域支援・ケア向上事業												
(5)地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												
- = #1(0.17		1				I .	1	1	1			

(注) 1 日欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE棚をと聴む「長も少ない「額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の増散が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

①総合事業の個別協議の有無 ②包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C•D	

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)

実	施主体				C	〇市		
実	施時期			平成	年	月	日から実施	
実績	漬額				0円	(計画	額:	0円)
上	限額							
	(1) 原則	の上限額						0円
	(2) 選択可	可能な上限額(給付全体)						0円
(3) (1)の10%特例選択								0円
	(4) (2) O	010%特例選択						0円
上區	限超過の	理由(下記の理由に該	核当する箇所	に○を付け	、具体的	りな内容	容を記載すること)	
		介護予防に効果的な	こプログラムを	を新たに導ん	入等			
		介護予防や生活支援	愛サ ービスの	供給体制が	「近隣市	町村と	比較して著しく不	足等
		小規模市町村で通い	いの場の新た	な整備等				
		その他						
	内容(具体的に記載)						/D / \$ / D / # \$	

- ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
- 小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。
- ・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

[※]上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

[※]上限超過の理由として、該当箇所に〇を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

[・]介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	I-	不足額 ·G	備	考
	А	В	C(A-B)	D	Е	F	G	Н	I	超過額 J	不足額 K		
旧介護予防・日常生活支援総合事業	円				円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	円	Ħ		
(1)要支援者向け事業													
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業													
イ ケアマネジメント事業													
ウ 評価事業													
(2)二次予防事業対象者向け事業													
ア 二次予防事業対象者の把握事業													
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業													
ウ ケアマネジメント事業													
工 評価事業													
(3)一次予防事業対象者向け事業													
ア 介護予防普及啓発事業													
イ 地域介護予防活動支援事業													
ウ 一次予防事業評価事業													
エ 地域リハビリテーション活動支援事業													
(4)審査支払手数料													
(5)総合事業費精算金													
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業													
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)													
(2)任意事業													
ア 介護給付等費用適正化事業										_			
イ 家族介護支援事業													
ウ その他の事業													
(ア)成年後見制度利用支援事業													
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業										_			
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業													
(エ)認知症サポーター等養成事業													
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業													
(力)地域自立生活支援事業													
小 計(1+2)													
包括的支援事業(社会保障充実分)													
(1)在宅医療・介護連携推進事業													
(2)生活支援体制整備事業										_			
(3)認知症初期集中支援推進事業										_			
(4)認知症地域支援・ケア向上事業										_			_
(5)地域ケア会議推進事業										_			
合 計(3+4)		 											

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D(欄及びE棚を上較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の備数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

	円	
包括的支援事業(社会	保障充実分)の個別協議の	有無

保険者名	
都道府県コート	
市区町村コード	
C·D	

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過	·G	備考	備考
	А	В	C(A-B)	D		F	G	Н	I	超過額 J	不足額 K		
1 旧介護予防事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(1)二次予防事業													
ア 二次予防事業の対象者把握事業													
イ 通所型介護予防事業													
ウ 訪問型介護予防事業													
工 二次予防事業評価事業													
(2)一次予防事業													
ア 介護予防普及啓発事業													
イ 地域介護予防活動支援事業													
ウ 一次予防事業評価事業													
エ 地域リハビリテーション活動支援事業													
(3)総合事業費精算金													
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業													
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)													
(2)任意事業													
ア 介護給付等費用適正化事業													
イ 家族介護支援事業													
ウ その他の事業													
(ア)成年後見制度利用支援事業													
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業													
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業													
(エ)認知症サポーター等養成事業													
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業													
(力)地域自立生活支援事業													
3 小 計(1+2)													
4 包括的支援事業(社会保障充実分事業計)													
(1)在宅医療・介護連携推進事業													
(2)生活支援体制整備事業													
(3)認知症初期集中支援推進事業													
(4)認知症地域支援・ケア向上事業													
(5)地域ケア会議推進事業													
5 合 計(3+4)													

- (注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 - 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

 - 2 「間には、C欄、D欄及びE欄を比較で上載としたインション。 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比欄を比較して最も少ない額を記入すること。 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1**円未満の端散が生じた場合には、これを切り捨てること。**)を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C·D	

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

別紙様式第4様式2

平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計		
		直営	委託
地域包括支援センターの 設置数			

(2) 委託先の状況

(2)	安山ルの水ル							
		合計						
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他
委託	先件数							

(3) 職員の状況

(C) AND CONTROL	合計				
		保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他
配置数					

^{※「}保健師」には経験ある看護師も含む。

保険者	_			
都道府! コート	果	市区	C·D	

平成 年度任意事業実施報告書

任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のウの事業)

介護保険法第115	アー介護給付等費用適正化事業										
予護保険法第113 条の45第3項に基 づく事業	イ 家族介護支援事業	イー家族介護支援事業									
つく事業	ウ その他の事業										
実施主体	OO市										
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										
事業費	円 (計画額:	円)									
事業名	中华中京										
(事業費)	実施内容 効果										
(円)											
(円)											
(円)											
(円)											
(円)											

(注)

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア〜ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア〜ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業名(事業費)」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には 対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 4 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催
	⑨ 認知症高齢者見守り事業
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業
	① 介護者交流会の開催
	① 介護自立支援事業
	③ 介護用品の支給
その他の事業	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 福祉用具・住宅改修支援事業
	⑥ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	① 認知症サポーター等養成事業
	® 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑩ 介護サービスの質の向上に資する事業
	② 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

別紙様式第4様式4

平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書

包括的支援事業(社会保障充実分) (交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイの事業)

実施主体	ОО市												
実施時期	①平成	年	月	日から実施			(2	平成	年	月	日か	ら実施	
关	③平成	年	月	日から実施			(2	〕平成	年	月	日か	ら実施	
社会保障充実分 総事業費				Ħ	標準額 (4事業の合							F	9
	事業費		(ア)	(1)	(ウ)	(エ)		(才)	(カ)		(+)	(ク)
①在宅医療・介護連 携推進事業			(1)等の会議	(オ)の相談	窓口	(才)	の相談員等	(カ)	多職種	研修	(カ)その他	也の研修
防证延节未	0円	0円		0回		0箇所		人0			0回		0回
	事業費		第1層							第2	2層		
②生活支援体制整備	并 本兵		コーディネーター 協調			養体	オ コーディネーター 協議体						
事業		0円		0人		(0箇所			0人			0箇所
S-7/- ± 40 A ± 17.	事業費		認知症初期集中支援チーム設置					認知症地域支援推進員設置					
③認知症総合支援事 業		0円		0箇所									0箇所
	事業費			地域ケア	個別会議			地域ケア推進会議					
④地域ケア会議推進事業		0円					0回	(0)			0回		

(注)

- 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)については、実施要綱の事業内容(ア)から(ク)とする。 右欄には実施の場合は〇、未実施の場合は×を記入すること。

平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の 特例上限額適用に係る事業実施報告書

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・ウの事業)

実施主体	OO市									
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施										
実施時期 平成 年 月 日から実施										
②主要介護給付等費用適正化事業										
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等									
	①目標に照らした現状の評価									
認定調査状況 チェック (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理									
	③目標の達成に向けた改善策の検討									
	①目標に照らした現状の評価									
ケアプランの点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理									
	③目標の達成に向けた改善策の検討									
	①目標に照らした現状の評価									
住宅改修等の点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理									
	③目標の達成に向けた改善策の検討									
	①目標に照らした現状の評価									
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理									
	③目標の達成に向けた改善策の検討									
	①目標に照らした現状の評価									
介護給付費通知 (円)	②分析の結果明らかになる課題の整理									
	③目標の達成に向けた改善策の検討									
③小規模自治体に該当										

(注)

- 1 「事業費(実施計画額)」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。
- 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に〇を記入すること。 小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

1	旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由(該当項目にチェック)
	(ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
	旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
	(イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
	旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
	(ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、

旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 実績額等について

	(1) 旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限額 (※2)	(2)事業実績額 (※3)		ち要支援者に る額(※4)	(3)差引額((2)-(1)) (0以上の数値を記入。) (※6)
地域支援事業	円		円	円	Р
旧介護予防・日常生 活支援総合事業	Я		円	円	н
包括的支援事業(地域 包括支援センターの 運営等)及び任意事業	Я		Ħ		
(0) (4) (1) (1)	(5)		地垣	支援事業	Р
(4)給付見込額 (※1)	円	給付見込額に1%をじて得た額(※5)	旧介護予防・日常生活 支援総合事業		н

- (※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されるとおり、旧介護予防・日常生活支援総合支援事業を行わないものとすれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。
- (※2) (1) 旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限額の算定時において、1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。(以下(※4)においても同じ。)
- (※3) (2) 事業実績額は、対象経費実支出額を記入すること。
- (※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実績額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績 額を記入すること。
- (※5) (5) 給付見込額に 1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限比率 (地域支援事業=百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業=百分の2) に百分の 1 を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第 37 条の 13 第 1 項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。
- (※6) (3) 差引額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保険者名		
都道府県コード	市区町村コード	C·D

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

	平成 年 月 日 第 号で く平成 年度地域支援事業交付金			年法律第123号)第 の執行の適正化に	-
		〔 第	6条第1項の規定	により)
和	30年法律第179号)(以下適正化法)	'			}
11			6条第3項の相定	により、修正のうえ	
<u>17</u>	成 年 月 日厚生労働省発老	•		することに決定され	, こたので 滴正ル
·	ス 中 月 日孝王ガ寅ョ元を 第8条の規定により通知する。	ish ካፈሀጋር	.、人のこの27又回	19 OCCIONACT	いたのと、旭正に
冮	第0末の税とにより通知する。				
717	成年月日				
+	成年月日	.t z	小关点但加击	rr &	
		有	ß道府県知事	氏 名 印	
			·)
	交付金の交付の対象となる事業(リ				
	〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次	(1 112 1112 =
	う。)の3に定める事業であり、その阝	内容は 平原	戊 年 月 日第	号申請書記載のと	1
		1			〉 である。
		(20)とおり		J
2	事業に要する経費及び交付金の額	質は、次のとおり	である。ただし、事	事業の内容が変更さ	れた場合におい
-	て、事業に要する経費又は交付金の	額が変更される	ときは、別に通知	するところによるもの	のとする。
	事業に要する経費	金	円		
	交付金の額	金	円		
3	事業に要する経費の配分及びこれ	に対応する交付	金の額の区分は、	次のとおりである。	
	区分	事業に要	する経費	交付金の	額
	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	金	円
	旧介護予防•日常生活支援総合事	業			
	又は旧介護予防事業	金	円	金	円
	包括的支援事業(地域包括支援				
	センターの運営)及び任意事業	金	円	金	円
	包括的支援事業(社会保障充実分		円	金	円
4	交付金の額の確定は、交付要綱の				
	この交付金は交付要綱の6に掲げ				
J	ニマノスロエはスロヌが	マチスと木口し	ノマスロックロツノ	C 07.07.0	

- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成	年	月	日厚	生党	働省	発老第	写 号で交付決定された	平成	年月	度地域支援事業交付金
について	は、エ	P 成	年	月	日	第	号申請に基づき、平成	年	月	日厚生労働省発老第
号をもって	て決分	€の内	容の-	一部を	と次の	とおり	変更することに決定される	たので	通知	する。

平成 年 月 日								
	都道府県知事	氏 名	3 印					
				_				
1 交付金の交付の対象となる事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労	,							
める事業であり、その内容は	平成 年 月 日第 号申	ā請書記載 <i>0</i>	Dとおり					
			} -	である。				
	、2のとおり		J					
2 事業に要する経費及び交付金の	額は、次のとおりである。							
事業に要する経費 金	円(内今回増加(減少)	額	金	円)				
交付金の額 金	円(内今回追加交付(-	一部取消)	額金	円)				
3 事業に要する経費の配分及びこ	れに対応する交付金の額の)区分は、次	のとおりでは	5る 。				
区 分 事業に要す	ける経費		交付金の	額				
介護予防・日常生活支援総合事業	É							
金	円		金	円				
内今回増加(減少)額 金	円 内	今回追加交付(一	部取消)額 金	円				
旧介護予防·日常生活支援総合事	事業又は旧介護予防事業							
金	円		金	円				
内今回増加(減少)額 金	円 内	今回追加交付(一	部取消)額 金	円				
包括的支援事業(地域包括支援七	マンターの運営)及び任意事	業						
金	円		金	円				
内今回増加(減少)額 金	円 内	今回追加交付(一	部取消)額 金	円				
包括的支援事業(社会保障充実分)								
金	円		金	円				
内今回増加(減少)額 金	円 内	今回追加交付(一	部取消)額 金	円				
4 この交付の決定の内容又は条件	に不服がある場合における	る補助金等に	に係る予算 <i>0</i>)執行の適正化				

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援 事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知 する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、 超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還する ことを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名 印

(別表)

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市町村名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地均	或支援事業交付金	円	円	円
	介護予防·日常生活支援総 合事業	H	円	円
内訳	旧介護予防・日常生活支援 総合事業又は旧介護予防 事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営)及 び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事

印

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出 について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金変更交付申請 書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付するこ と。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度地域支援事業交付金事業実績報告 書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。

(項)高齡者日常生活支援等推進費

(項)	高齢者日常生活支援等推進費)地域支援事業交付金												(都道)	有県名:)
項番				請公文書番号	区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備考
			470	世方	4	A	В	C(A-B)	D 円	<u>E</u>	F		H	
					介護予防・日常生活支援総合事業 旧介護予防・日常生活支援総合事業又は 旧介護予防・事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの	円	円	А	H	円 —	Ħ	H	А	
					運営)及び任意事業									
1					在宅医療・介護連携推進事業					:				
					生活支援体制整備事業 認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業					:				
					地域ケア会議推進事業					•				
					計									
					介護予防·日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は									
					旧介護予防事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの									
					<u>運営)及び任意事業</u> 在宅医療・介護連携推進事業									
2					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業					•				
					認知症地域支援・ケア向上事業					•				
					地域ケア会議推進事業					•				
					āl									
					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は 旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの									
					<u>運営)及び任意事業</u> 在宅医療・介護連携推進事業									
3					生活支援体制整備事業					•				
					認知症初期集中支援推進事業					•				
					認知症地域支援・ケア向上事業					•				
					地域ケア会議推進事業									
					計									
					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は 旧介護予防事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの 選當)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
4					生活支援体制整備事業					•				
					認知症初期集中支援推進事業					•				
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					# H									
					介護予防・日常生活支援総合事業 旧介護予防・日常生活支援総合事業又は									
					旧介護予防事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業									
_					在宅医療・介護連携推進事業									
5					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
				1	計 介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は									
					旧 <u>介護予防事業</u> 包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
	合計				生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業		-							
					認知症地域支援・ケア向上事業									
ı					地域ケア会議推進事業									
					計									

- (注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。
 - 2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 - 3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 - 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 - 5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の蟾散が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

平成 年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳(総括表)

目)地域	支援事業交付金				· ·		1	1		(都道府	県名:
*	市町村名	区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備考
			Α	В	C(A-B)	D		F	G	Н	
			円	円	円	円	円	円	円	Ħ	
		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運									
		営)及び任意事業								_	
		在宅医療・介護連携推進事業					4				
		生活支援体制整備事業					4				
		認知症初期集中支援推進事業					-				
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業計									
		介護予防・日常生活支援総合事業									
		川介護予防・日常生活支援総合事業 田介護予防・日常生活支援総合事業又は旧									
		介護予防事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運									
		<u>営)及び任意事業</u> 在宅医療・介護連携推進事業					 				
		生活支援体制整備事業					1				
		認知症初期集中支援推進事業					1				
		認知症地域支援・ケア向上事業					+				
		認知症地域又接・ケア向工事業 地域ケア会議推進事業					+				
		心スプノス戦化に子木									
		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		クログログライス (地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
		在宅医療·介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		ā†									
		介護予防·日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧									
		<u>介護予防事業</u> 包括的支援事業(地域包括支援センターの運									
		営)及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		ät									
		介護予防·日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業									
		<u> </u>					1				
		営)及び任意事業									
		在宅医療·介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業					1				
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計 人姓文叶 口带生活士顿的人本者									
		介護予防・日常生活支援総合事業					1				
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業									
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運									
		営)及び任意事業									
	合計	在宅医療・介護連携推進事業					-				
		生活支援体制整備事業					-				
		認知症初期集中支援推進事業					-				
		認知症が明果中又抜推進争果 認知症地域支援・ケア向上事業 地域ケア会議推進事業					-				

- (注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。
 - 2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 - 3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 - 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 - 5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の場数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。